

令和4年第4回立科町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年12月6日(火曜)

1. 招集の場所 立科町議会議場

1. 開会 午前10時 宣告

1. 応招議員

1番 今井 健児	2番 芝間 教男	3番 中島 健男
4番 中村 茂弘	5番 森澤 文王	6番 今井 清
7番 村田 桂子	8番 榎本 真弓	
10番 滝沢寿美雄		12番 田中 三江

1. 不応招議員 なし

1. 出席議員 10名

1. 欠席議員 2名 9番 森本 信明 11番 今井 英昭

1. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職・氏名

町長 両角正芳	副町長 小平春幸	教育長 塩澤勝巳
総務課長 齊藤明美	町民課長 荻原義行	企画課長 竹重和明
教育次長 羽場雅敏	建設環境課長 篠原英男	
産業振興課長 櫻井 豊	会計管理者 羽場厚子	
たてしな保育園長 山口恵理	庶務係長 田口 仁	

1. 本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長 今井一行 書記 伊藤百合子

散会 午後3時51分

議長（田中三江君） おはようございます。これから本日12月6日の会議を開きます。

報告します。9番、森本信明君、11番今井英昭君から、欠席届が出ております。

本日の会議において、蓼科ケーブルビジョンの議場固定カメラからの取材撮影及び生中継、広報たてしなの取材撮影を、それぞれ許可してあります。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりです。

◎日程第1 一般質問

議長（田中三江君） 日程第1 一般質問を行います。

本定例会には8人の議員から一般質問の通告がなされています。本日は通告順5番まで行います。

質問は通告順に一問一答方式で行いますが、議員各位並びに町当局は実質的な審議を尽くされますようお願いいたします。

なお、質問時間は答弁を含めて60分以内です。

それでは、順番に発言を許します。

初めに、**6番、今井 清君**の発言を許します。

件名は **1. 公共施設整備の現状と課題について**

2. 空き家対策の現状と課題についてです。

質問席から願います。

〈6番 今井 清君 登壇〉

6番（今井 清君） おはようございます。6番、今井 清です。通告に従いまして質問をいたします。

立科町の公共施設の整備計画について、まず伺います。

現在、私は社会文教建設常任委員長を務めておりますが、10月6日に、3年ぶりに当委員会で行政視察に、岐阜県の可児市に伺いました。

可児市は名古屋市、岐阜市から30キロ圏内にあり、北部は平坦で、南部は岐阜県下最大級の工業団地を有し、住宅団地やゴルフ場が点在する丘陵地で、人口10万人の市です。

視察では、子育て健康プラザマーノという建物を見学してまいりました。場所はJR可児駅向かいにあり、屋根付歩道で駅からスムーズに入館できます。保健センターや子育てサロン、児童センターが併設され、市役所の子育て支援課、こども課、健康増進課が入っているため、様々な行政サービスや子育て相談などに対応できます。

カフェのレストランや、読書コーナーやクッキングスタジオ、健康スタジオなどがあり、子供からお年寄りまで、1日ゆったり過ごすことができる素晴らしい施設でござ

ございました。立科町にも、このような施設があったらと強く感じてきました。

そこで伺います。昭和44年に建築されて老朽化が進んでいる中央公民館及び周辺施設の整備計画について、現在どのような現状であるのか、町長に伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） おはようございます。それでは、今井議員の質問にお答えをさせていただきます。

当町は、平成29年3月に立科町公共施設等総合管理計画、また令和2年3月に立科町公共施設個別施設計画を策定し、長期的な視点を持って、公共施設等の利活用の促進や統廃合、長寿命化等を計画的に行い、公共施設等の更新等に係る財政負担を軽減、平準化するとともに、住民ニーズを的確に捉えた公共施設等の全庁的、総合的な管理を推進し、将来にわたって持続可能な行政サービスを維持することを目指しております。

その中で、中央公民館及び周辺施設につきましては、心豊かな暮らしを実現していくためには、当町に人々が集う場所が必要であるとの思いから、まちづくり創生会議公共施設部会の研究、検討する事項に、旧保育園施設の活用とともに、中央公民館及び周辺施設の整備を上げ、令和2年1月から、公募委員と町が推薦した委員の皆様等に研究、検討を進めていただきました。

そして、令和3年3月に公共施設部会から提言を頂き、現在、その提言を基に職員プロジェクトチームを立ち上げ、調査、検討を進めているところでございます。

議長（田中三江君） 6番、今井 清君。

6番（今井 清君） 今の説明で、職員プロジェクトチームで調査、研究ということなんです。中央公民館については大変老朽化が進んでおまして、館内の図書館、図書室ですね、ゆっくり読書も楽しめない大変手狭な現状でございます。図書館がないんです。1部屋の図書室しかありません。

近隣市は立派な図書館が幾つもあるんですが、立科町はないんです。幾度となく図書館を整備してほしいと、住民要望も上がっている現状は、町長も承知だと思います。

町長は、まちづくり創生会議の公共施設部会の提言を基に政策を実行すると公言をされております。まちづくり創生会議の提言の1番目につきましては、公民館、健康センター、老人センター、図書館等を含めた複合施設として、立科町のシンボリックな建物を建設するとの提言がされています。

まさに、先ほど申し上げました、可児市の施設のような子供からお年寄りまでが集う、複合施設の建設が提言をされているわけでございます。

私は、まちづくりの創生会議の提言は、住民の思いが大変詰まった、大変重いもの

であると認識しておりますが、これについて町長の考えを伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

まちづくり創生会議の提言は、大変重く受け止めておりますし、各所管課等で検討を進めております。可能なものから取り組んでおりますけれども、そして、またまちづくり創生会議、公共施設部会の提言は、議員おっしゃったとおり、3方法でございますけれども、一つとしては複合施設を建設する。そして内容でございますけれども、2としては、現在の中央公民館、老人福祉センターを増改築し、利用できるものは利用しながら一体化した施設とし、図書館、郷土資料館等の機能を備える。

3つ目としては図書館を単独で整備する場合は、小中高校から近い場所か、すみません、ちょっと最初からやります。

まちづくり創生会議の提言は重く受け止め、各所管課等で検討を進め、可能なものから取り組んでおります。そして、まちづくり創生会議公共施設部会の提言は、議員おっしゃったとおり、1として複合施設を建設するという内容でございますが、2としては、現在の中央公民館、老人福祉センターを増改築し、利用できるものは利用しながら一体化した施設にし、図書館、郷土資料館等の機能を備える。3つ目としては、図書館を単独で整備する場合は、小中高校から近い場所か、権現山運動公園内とする、3つの提言がございます。

この3つの提言、それぞれを尊重するべきと考えておりますし、現在これらの提言を基にしまして、職員によりますプロジェクトチームで調査、研究を深めているところでございます。

以上であります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） さて、立科しあわせプラン、第5次立科町の長期振興計画の後期基本計画では、中央公民館等の社会教育施設は老朽化しておりますが、安心して利用できるよう環境整備に努め、機能の充実を図る必要があります、としています。

建築から50年以上経過がしてございまして、老朽化が進んでおり、劣化状況評価につきましては、広範囲に劣化のC評価と現在なっています。

昭和56年以前の旧耐震基準により建築された建物であるため、耐震性が保たれていないのではないかと考えられますが、耐震性はあるのかどうか、また現在どのように安心して利用できるよう、環境整備に努められているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

中央公民館は昭和56年の新建築基準法の改正前に建築された建物であり、建築後53年以上が経過しております。現在は、消防設備保守点検や防火対象物点検を行うとともに、避難経路に物を置かないなどの対策を講じております。

建物の老朽化が進んでおりますので、まちづくり創生会議公共施設部会のご提言、また職員で構成するプロジェクトチームでの検討事項等を踏まえ、環境整備を進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 先ほどの町長の説明でもございましたが、中央公民館の周辺施設整備については、町の職員のプロジェクトチームで検討されていると伺っているんですが、実際には、この内容がまだ当議会等にも説明がなされていないと思います。

プロジェクトチームの構成のメンバーは、どんなメンバーでおやりになっていらっしゃるのか、また会議は何回実施されて、現在どのような進み具合なのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

中央公民館及び周辺施設整備検討プロジェクトチームのメンバーは、中央公民館の周辺における施設を管理している所管の職員を中心に12人で構成しております。

昨年度は10月から4回の会議を開催し、人口減少に伴う利用率の減少と維持管理コストの効率化など、各施設の課題を整理し、住民ニーズを考慮した適正な施設の機能等施設の在り方を検討しました。

本年度は、8月に大桑村の中央公民館、図書館、保健センターと役場庁舎を一体化した複合施設、10月に栃木県茂木町の文化交流施設と、佐久穂町の生涯学習館、図書館の視察を行い、今後の整備や管理運営方法について学び、研究を深めましたので、さらに検討を進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 視察を行ったというご説明ですが、今初めて聞いた内容でございます。

このことにつきましては、特に、私は重要な整備計画、立科町にとって、とても大きな課題であると認識しているのですが、この進捗状況については、もう今年の10月から聞きますが、途中経過ぐらいは、当然議会に説明してもらわないと困ると思うんですが、その辺について今まで説明されなかった理由、また今回どんなふうに考えているのか、もう一度担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

まだまだ研究段階であって、方向性等全く見えていない段階でございますので、議会、全員協議会等への説明は控えさせていただいております。

研究を深めて検討を進めていく中で、ある程度方向性が出たところで、話しを考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 大変重要なことなので、決まったからこういうことであると、私たちがそれに対してという話も、なかなかスムーズに行かない部分があるかと思いますので、その辺については、随時報告していただかなくちゃいけないと思うんです。

それから、両角町長の任期もあと数か月となっていると思いますが、残り僅かな期間でございます。この件について、どのように進めるつもりであるのか、方向性は出す予定はあるのかどうか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、この施設は、先ほど担当課長も申し上げましたが、大変重要であり、慎重の上にも慎重を期しながら、本当のこれからの立科町の施設としてどのような施設がいいのかというのは、非常に大変重要な問題であります。

そういった意味からも、職員のプロジェクトチームで調査、検討を進めて、その精査をしている最中でありますけれども、そこのそれらがされている中、なおかつ議員各員、また町民皆様のご意見も十分拝聴しながら、その上に立って、本当にこの町としてどうなのかという方向性を見出していかなければならないと思っております。

これは、急いで結論を導くものではないと思っておりますので、一度造ってしまえば、それが今後長い年月利用する、しかも町民の集いの場所になると考えておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） この件については、検討のままでずっと塩漬けしちゃうのが一番困るので、それについては、ある程度の方向性は示していただきたいと思います。

今後、建て替える等につきましては、当然多額の費用が発生するわけですが、これについては国県の補助金とかが受けることができないのかどうか、またこういった調査が必要だと思っているんですが、全国各地の様々な自治体が国県補助金を活用した事例があるかと思うんですが、その事例調査は実際行われているんでしょうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

財源の確保は、当町においても重要な課題であります。昨年度から研究を進め、整備、改修、統合等における建設、木材利用、再生可能エネルギー等各種補助金、公共施設等適正管理推進事業債をはじめとした、公共施設の整備に活用できる地方債について、調査を行いました。

さらに、本年4月からは過疎地域に追加指定されたことから、過疎対策事業債等を活用できるようになりました。

そして、具体的な財源につきましては、施設の用途や施設規模等と並行して検討していくことになると考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 大変お金が多額がかかるということなので、資金面のところが一番重要であるかと思うんですが、地域のまちづくりを総合的に支援して、地域住民の生活の質の向上と地域経済、社会の活性化を図ることを目的とした社会資本総合整備交付金があると思います。私なりにいろいろ調べてみたんですが、国土交通省の所管の交付金ですが、その詳細について担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

社会資本整備総合交付金は、地方公共団体等が行う社会資本の整備、その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図ることを目的とする交付金で、当町では、主に道路、河川、下水道整備等の事業に活用しております。

ご質問につきましては、都市再生整備関連計画事業のことを示されているかと思われ、視察を行いました栃木県茂木町の文化交流施設の整備にも活用されている事業です。

この事業は、市町村等が行う地域の歴史・文化・自然環境等の特性を生かした個性あふれるまちづくりを総合的に支援し、都市の再生を効率的に推進することにより、地域住民の生活の質の向上と地域経済社会の活性化を図ることを目的とする事業で、基本的には、都市計画区域の地域において活用できる事業です。

当町のように都市計画区域外でも、都市再生整備計画策定という前提がありますが、令和6年度までの経過措置により認可された場合は、対象となります。

しかしながら、この事業は、高次都市施設整備による地域全体のまちづくりの一環として、地域交流センター等を整備するものですので、当町のように単に地域交流センターを整備する事業では、採択が難しいとの回答を頂いております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ただいまの説明の中でも、ほかの町村については使っている部分があると、なかなか公民館等についての補助金というのは難しい部分があるんです。ですけれども、いろいろな様々な国県の補助事業を活用して、それぞれのところで地域で整備していることがたくさんあるわけです。

そういうところに、どうやって行政の職員の、これはスキルの問題だと思うんですが、様々なことを、調査研究をしていただいて、使えるものを使うと、そういったこ

とをして、前向きな姿勢を示していただきたいということが、一番私の言いたい趣旨でございますので、それから、次に公共施設の適正管理推進事業債というものがあると思うんですが、これは総務省の所管で、公共施設の老朽化の対策をはじめとする適正管理を推進するために、公民館等の延べ床面積等の減少を伴う集約化・複合化事業として、公共施設等適正管理推進事業債というものがあるかと思いますが、これについて承知しているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

公共施設等適正管理推進事業債は、公共施設等の老朽化対策が課題となっている中、地方公共団体が公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の維持管理・更新に係る財政負担の軽減、平準化や公共施設の最適配置を図るための公共施設の複合化・集約化を対象とした起債で、平成27年度に創設された後、順次対象事業が追加されております。

集約化・複合化事業のほか、令和2年度に庁舎エレベーター設置工事の財源としたユニバーサルデザイン化事業を含む計6事業が対象となっております。

なお、国庫補助を受けて実施する事業については、集約化・複合化事業のみが対象となるなど、6事業それぞれの内容により、対象事業や交付税措置等の内容は変わっております。

議員、ご質問中の集約化事業とは、既存の同種の公共施設を統合し、一体の施設として整備する事業であり、複合化事業とは、既存の異なる種類の公共施設を統合し、これらの機能を有した複合施設を整備する事業であり、両事業とも延べ床面積が減少することが必要となるものでございます。また、充当率は90%、交付税措置率は50%でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 様々な制度をどうやって活用するかというところが、一番私が言いたいところございまして、実際にプロジェクトチームでは、こういった国県の補助事業、様々なものをどうやったら取り入れることができるかということを、検討はなされているのかどうか、また今現在、その国県補助等の内容について、実際に話し合いの中で、どんなふうな進捗状況でいるのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

プロジェクトチームの中でも検討もしていますし、あとその事務局である企画課のほうでも検討を進めております。

先ほど言ったとおり、本年4月から過疎対策事業債等の事業も使えることになっております。今後の整備計画の検討内容により、活用可能な財源等も検討していくこと

になります。より有利な財源を見極めていく必要があるということで、検討を進めておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 検討、検討で終わらないようにだけ、そうしていただかないと、住民はどのくらい期待を持って眺めているか、どんなことをやっていただけるんだ、そのことを、特に町長のほうにも要望が上がっていると思うんです。

それについては、ぜひ様々なことを早めにやっていただかないと、やっぱり立科町の魅力というのは、失われてしまう場合もありますから、近隣市を見ても、本当に図書館一つ取ってみても、私も行くんですが、とてもいいものができている等が実情でございまして、そこでたくさんの方がいろいろなことを楽しんでいただいたり、これは健康長寿のことにも関係あると思いますので、ぜひこれは公民館の周辺施設の整備につきましては、図書館を併設した、子供からお年寄りまでの憩いの場になるような、複合的な施設を求められていますので、早急に道筋をつけまして、明るい話題を町民皆さんに届けていただけるよう、全力で推進していただくように、強く要請したいと思います。

それでは、次の質問に入ります。空き家対策の現状と課題について伺いたいと思います。

空き家対策につきましては、今まで、私、繰り返し何回も質問してきたんですが、何回も質問してきた理由は、今、立科町にとって最も重要な課題であると思っております。

そして、この問題を解決することが喫緊の課題である。皆様のご承知のとおり、空き家は年々増加しています。本当にあれなんです、私の近所でも何軒も空き家、それが年々増えているのが現状でございます。

人口減少で人を呼び込む政策、移住政策が各地で盛んに行われている中、立科町では、空き家が増えているのに、移住希望者がいても住む家がない、紹介する空き家バンクにもそんなに登録件数が増えてない。このことが移住政策の大きな妨げになっています。

ようやく空家等対策計画が策定されましたが、まだまだ空き家バンクの登録数が増えていかない状況であります。そこで伺います。町長は、空き家対策について、現状と課題をどのように捉え対応するつもりなのかお伺いします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

空き家対策につきましては、立科町空家等対策計画を策定する前から取り組んでおりますが、最近では、地域おこし協力隊や地域の事業者の活躍、空き家バンクの利活用など、取組を進めており、少しずつではありますが、成果が出てきております。

また、課題につきましては、人口の減少等により空き家の増加が懸念をされております。詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますけれども、立科町空家等対策計画に基づき、対策してまいりたいということを基本に考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、課題等につきまして、私のほうからお答えをさせていただきます。

昨年度策定しました立科町空家等対策計画において、空き家等における課題としては5つ考えられております。

1としまして空き家等を増やさないための取組。空き家等の適正した管理は、所有者等に管理責任があるため、所有者等に適切な管理を促すための啓発を行う必要がございます。また、空き家等の増加を少しでも抑制するために、空き家等の利活用と町外からの移住定住促進策を講ずる必要があります。

2としまして、空き家等に関する様々な相談への対応でございます。空き家等の所有者等が抱える問題や空き家等の周辺に住む町民等からの相談は、多岐にわたっております。それらの相談内容ごとに、担当部署間で連携を図り、対応できる組織体制を整備する必要があります。

3としまして、使用可能な空き家等及び空き地の有効活用でございます。増加する空き家等を有用な既存ストックとして、移住定住促進や子育て支援など、地域活性化の課題解決に活用できる可能性がございます。空き家等及び除却した空き家等にかかる跡地は、所有者等の財産であるものの、地域においても、活性化につながる有効な資産にもつながることから、所有者に対し有効活用を促していく必要があります。

4としまして、管理不全な空き家等の改善及び解消でございます。管理不全な空き家等は、周辺に悪影響を与える特定空き家等になる可能性が高いため、それらの空き家等は、法に基づき適正な指導を行い、改善を促していく必要があります。

最後に、5としまして、所有者等の特定ができない空き家等への対応になります。空き家等の所有者等の特定できない要因としては、相続登記がなされず、活用や処分をしたくても、関係権利者が多数に上り、合意が取れない場合や所有者等が町外へ居住し、所有している空き家等の実態を把握していない場合などがあります。

問題の解決には、町、関係機関及び専門事業者が連携協力して対策を講ずる必要があります。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今、担当課長の説明のとおり、その対策を実行していただくのが重要でございまして、どうしたらこれを、この先実行していただけるかということなんです。が、空き家の解消につきましては、まず先ほど説明あったように、空家等対策計画が策定されないと、国の様々な財政的な支援施策の対象にならないと、私は再三申し上げたところ、ようやく重い腰を上げていただいて、近隣市より大きく遅れをとった中で、ようやく3月に策定がされたわけでございますが、私は、担当課所管の委員長であるんですが、空家等対策協議会の委員には選出されませんでした。

そこで伺いたいと思いますが、空き家調査に290万円、空家対策計画策定に440万円の多額の予算を計上して、ほとんど業者委託で計画を策定させたと、私は思っているんですが、実際にこの成果は反映されているのか、今後どの課が担当して、空き家対策を、先ほど、課長の説明があったとおりの対策を実行していくのか、計画策定後の協議会は開催されているのか、進捗状況の説明を担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答えをします。

まず、立科町空家等対策計画の成果は反映されているかにつきましては、計画に基づき、空き家のデータベース整備、所有者等へ適正管理の推進通知及び空き家バンクの登録推奨などの取組を行っております。

次に、今後どの課が担当して空き家対策を実行していくかにつきましては、以前、今井 清議員の一般質問において、副町長より、現在はそれぞれの担当課が横の連絡を図りながら、それぞれの業務を担っているところであります。また1つの部署で業務を担えればよいかとも思いますけれども、当町の規模であったり、職員体制であれば、難しいところであります。今後におきましても、それぞれの担当課においてさらに連携を深めて、業務を運営していくことが求められておりますので、必要に応じて、打合せなど連携し、対応してまいりたいと考えております、と答弁をさせていただきます。

今後、それぞれの担当部署において連携を図りながら、推進してまいりたいと思います。

次に、計画策定後の協議会は開催されているかにつきましては、令和3年度に協議会は3回開催をしまして、計画のほうを作成しております。その後、今年度は、現在のところ開催はしておりませんが、計画の変更や実施等必要に応じて、協議会は開催することになりますので、よろしくお願いいたします。

以上になります。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 策定されて以降の会議がないんです。要は、先ほどのこれから先のことが重要であって、計画策定に基づいて今後どうやって、その空き家の解消に向けての

対策を実施していくかということが、肝なんです。これをやっていただかないと、いつまでも始まらないと。

今の説明の中で、それぞれの担当課が連携しながらということなんですが、これはなかなかうまくいっていないんじゃないかと私思っていて、ですので、対策は立てられたけど、それ後の内容が、具体的な内容が見えてこないというのが現状だと思っています。

その辺のところを、今後具体的な空き家の解消の具体的なスケジュールというのは、考えていらっしゃるのかどうか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） お答え申し上げます。

先ほどもちょっとご回答させていただいておりますが、計画に基づき進めていくということで、今年度、空き家の所有者等に適正管理を求める、まず通知をお送りさせていただいたところでございます。

また、今後、空き家等の所有者の相談等にも応じていきたいと考えておりますので、そのような施策、また今まで行っております空き家バンク等の登録も、より推進できるような体制が取れば良いとは考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 当町でも、空き家バンクを活用された場合、移住して来られた方は承知しているんですが、農業後継者になったり、新たに飲食店を始めたりされている方が生まれているんです。大変いいことだなと思っています。

空き家が活用されると、地域の活性化につながると思うんですが、空き家の実際の活用事例と空き家バンクを含めた今後の見通しについては、どのように考えているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在の移住定住施策の最大の課題は、移住希望者の多くは、賃貸住宅を希望しておりますが、当町に賃貸できる物件が少なく、要望に応えられていない状況がございます。このため企画課では、空き家バンク及び空き家利用促進補助金を運用し、町内の空き家を有効活用して、移住定住人口の増加につなげるための取組を続けてまいりました。

そして、昨年度の空き家バンク登録物件数は一昨年度の5件から、昨年度は16件、制約件数も一昨年度の3件から、昨年度は12件と大きく増加しており、地域の事業者や地域おこし協力隊とともに取り組んできた成果が、ここに来て少しずつ現れてきたと捉えております。

実際に、議員のおっしゃった事例や私の住む茂田井でも、移住した方が今年、洋菓子等の店を始めるなど、移住者の存在がより身近に感じられるようになりました。

しかしながら、移住者を受け入れするには、まだまだ足りない実情がございますので、この解決に向け、今後も移住者の住環境整備に向けた取組を進めてまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 今の回答のように、空き家バンクに登録されるとすぐ次の移住の方がいるわけですから、これはぜひ空き家バンク登録件数を増やしてもらいたいということなんです。

さて、ケーブルテレビやマスメディア報道でも拝見しましたが、自分たちで古い住宅、教員住宅を改修して、移住者向けの賃貸住宅にする空き家D I Yを、私は先日見学に伺いました。

地域おこし協力隊の永田隊員と秋山隊員が、役場企画課と協力して実践をされました。参加者10名と伺いましたが、若い方が多くて、自分で空き家を改修したいという意気込みが伝わってきました。大変よい企画をされたなと思います。

今、地域おこし協力隊員が様々な取組をされていると思いますが、その活動内容について、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在、地域おこし協力隊で、移住定住促進担当の隊員は3名おりますが、空き家の利活用については、令和2年6月に任用した永田隊員と、本年8月に任用した秋山隊員が担当しておりますので、この2人の活動についてお答えいたします。

2人は旧芦田宿中央にある町かどオフィスを拠点に、移住や空き家の相談を受け、空き家バンクの登録物件数と制約件数の向上にも取り組んでおります。また、永田隊員は空き家の利活用等で、多くのメディアにも取り上げられており、町の情報発信にも務めていただいております。

最近の2人の活動では、使われなくなった上青木教員住宅2戸を、空き家活用のモデルとして改修を行い、2世帯分の住居を確保する、移住者向け長期滞在住宅整備事業を本年度進めており、これに伴い空き家の活用のイメージを具体的に示すことで、空き家バンク物件登録の促進につなげるための取組として、空き家D I Y i n 立科町2022と題し、住宅改修D I Yワークショップを開催しております。

2人には、講師と企画運営を務めていただきました。このワークショップは解体、断熱、左官、外構などの工程を、講師の指導により自ら体験できるもので、9月末からこの2日まで計5回、8日間実施をし、全日程に定員10名を超える申込みがあり、見学者等も含め、多くの方に来ていただきました。

議員のおっしゃるとおり、参加者は若い方が多く、真剣に取り組まれておりました。以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） それでは、次に移住体験住宅について伺います。

立科町への移住の促進に資するために、移住体験住宅というのが設置されていますが、コロナ禍でもあり、最近利用が低迷していると承知をしています。

せっかくあるのに使われていないのは、とても残念でなりません。過去5年間の利用状況、昨年度の月別の利用者数と実際に移住につながっているのか、今後の課題について、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

過去5年間の移住体験住宅の利用状況につきましては、平成29年度からそれぞれの年度ごとに利用者数と利用日数を申し上げます。29年度は30人44日、30年度は42人68日、令和元年度は55人123日と、年度を追うごとに増加していく状況にありました。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の流行が始まった令和2年度は、受入を制限したこともあり、8人28日、3年度は14人29日と、大きく落ち込みました。本年度は7月に制限を大幅に緩和したことから、11月までに利用者数23人、利用日数59日で、増加傾向にあります。

そして、昨年度の月別の利用者数は、10月が3人、11月が3人、12月が8人、計14人であり、秋から冬にかけて利用されております。

このことにつきましては、例年は年間を通じて利用されておりますが、新型コロナウイルス感染症の対策として、県の基本的対処方針等に従い、往来について慎重に判断する、都道府県からの利用を控えていただくなどの対策を講じたことが要因と推測しております。

また、これまでに移住体験住宅の利用者で、実際に移住された方は、企画課で把握している範囲で4世帯10人でございます。

移住体験住宅の利用は、ほとんどが県外の方であることから、感染症の影響に左右されやすく、令和2年、3年度のとおり、利用が大きく低下し、課題と捉えておりましたが、本年度は増加傾向に戻り、少し安心をしておりますが、今後の動向を注視していきたいと思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 大変、多額の費用をかけて建設した移住体験住宅です。せっかく補助金を使って、町の町費を使ったと思うんですが、せっかくあるものを有効活用していただきたいと思うんです。

実際に実績が上がっているわけですから、それで、現在は移動制限もない状況となっておりますので、感染対策を徹底して、年間を通して利用者を確保するような取組が、私は必要だと感じています。

当町には、春は桜と若葉、夏は白樺高原と涼しさです。それから秋には紅葉狩りと

かりんご、冬にはスキー場もありますし、権現の湯、温泉施設もあるわけでございます。高速道路のインターからも近くて、風光明媚なとても住みよい環境であることを広く発信する必要がある、と私は感じているんですが、移住希望者向けの情報発信はどのようにされているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

移住希望者向けの情報発信につきましては、移住定住促進サイト旅する移住やパンフレット、メールマガジン等により取り組んでおりますが、移住した方の写真やインタビュー等を紹介して、移住希望者に共感を与え、当町への移住を推進する工夫などを行い、情報発信に努めております。

また、県の楽園信州移住セミナーをはじめ、東京で開催される移住セミナー等も本年度から再開し、4回参加をしております。

加えて、コロナ禍により移住希望者が当町に来れない、令和2年6月からオンライン移住相談会を開催しているほか、オンラインでの移住セミナーに参加するなど、状況に応じた移住促進に努めているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） さて、現在空き家件数は250件を超えていると思われま。空き家調査で老朽化・危険度の程度が著しいランクC及びランクDの空き家が144棟もございませ。全体の58%となっております。

消費者アンケート調査によりますと、空き家の維持管理をほとんどしていない回答者が20%もいる結果となっております。このまま放置されてしまえば、倒壊や景観上、また防犯・防火上、大きな危険も伴います。周辺住民の皆さんから適正な管理をしてほしいと多くの声を伺っています。

この現状、私の手元に大きな声が届いていますが、ちょっとここにあります。空き家には野良猫、それからタヌキ、ネズミ、ハクビシンが住みついて迷惑をしますと、また倒木の危険性や成長した木が塀を押し倒そうとか、塀の倒壊、雑草の越境や繁茂に伴う虫の発生、獣の鳴き声、さらには空き家の雑草から蛇が出てきて怖かったというような苦情、また最近は特にハクビシンが屋根裏に住みついてしまったり、朽ちた屋根瓦が隣の家に崩落したりする等の被害が出ていると、大変切実な問題が、私のほうに届いているんです。これについてはどう考えるのか、町長に伺います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

現在町として把握している空き家の件数は、令和3年度に実施した空き家実態調査の249棟でございます。その後、利活用されたもの、あるいは取り壊されたもの、新たに空き家になったものなどがあると思えます。

そして策定した計画に基づき、調査した結果ランクC及びランクD、先ほど議員おっしゃいましたけれども、これらの空き家、当然であって危険という部分もありますけれども、これらに限らず、計画に基づき、空き家等の適正管理を推進するための所有者等に通知するなどの取組を進めております。

こういったことを通じて、本当の意味で、空き家の本当の利用ができるのか、どうかという判断も、今後していかなきゃいけないということもございますので、そんなことで現在進めているところでございます。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） 空き家の対策特別措置法というのは、困った空き家を解消するための法律ができたわけです。これについては、危険な空き家を町が特定空き家に認定して、所有者に対して助言、または指導、勧告、命令、戒告ができるというような仕組みでございませう。

特定空き家に認定された場合、町が勧告を行った場合には、固定資産税の住宅適用特例が除外となって、固定資産税が上がるということもございませう。先行する自治体では、既にこの取組を行っているわけでございます。当町における特定空き家の認定については、いつ行うつもりであるのか、また老朽化危険度判定がC・Dランクの所有者に対して、このまま放置すると不利益になるというような旨の通知を出す必要があるかと思うんですが、その発送する予定はないのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、お答えをいたします。

空き家等につきましては、所有者等が周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において、空き家等の適正な管理に努めなければなりません。

そのため、町は広報紙等において、適切な維持管理のための情報提供、助言その他必要な援助を行い、空き家等の所有者等に対して意識の向上を図り、空き家等が管理不全のまま放置されることを防止、解消を促します。

また、さらには空き家等の所有者等による様々な事情を考慮し、空き家等の利活用促進の施策に関する具体的な提案を行い、空き家等の所有者等の適正な管理につなげてまいります。

ご質問の特定空き家の認定につきましては、先ほど述べた取組を推進するとともに、計画にも空家法では、町長は特定空家等の所有者に対し、助言、指導できるものと規定されておりますが、直ちに指導等の措置を開始するのではなく、状況に応じて相談窓口や助成制度の紹介等により解決を図ることも重要と考えておりますと、計画にも記載があります。

空き家等であっても、所有者にとっては財産でありますので、慎重に判断をしてまいりたいと考えております。

また、空き家等のC・Dランクの方に対する通知でございますが、先ほどの町長の

答弁にもございましたが、計画に基づき、空き家等の適正管理を推進するため、所有者等に通知を行いました。

その中に土地の固定資産税の課税標準の特例が外れ、税額が増える旨の記載もしてございます。また、既に議員もご覧になったかと思いますが、同様な内容を広報紙にも掲載し、空き家等の所有者に限らず、今後発生する可能性のある空き家等についても、早い段階から利活用を検討していただくよう、情報発信を行っているところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 今井 清君。

6番（今井 清君） ちょっと時間が少なくなってきましたので、続いて、過疎対策、国でも、今説明があったように様々な補助事業を行っているんです。空き家を活用した事業、空き家の取壊し等に対する補助等もあるんです。

過疎対策事業の定住促進空き家活用事業、それから空き家の対策総合支援事業もあるんですが、こういった補助事業を活用して、少しでも所有者の負担を少なくすることも考えられるわけですが、これについては考えているのか、担当課長に伺います。

議長（田中三江君） 竹重企画課長。

企画課長（竹重和明君） お答えいたします。

現在でも、移住定住推進経費の多くは、特別交付税の算定の対象となり、経費の50%が交付税措置されております。

加えて、本年度は住宅改修DIYワークショップの事業に、県の地域発元気づくり支援金を活用しております。先ほど例に挙げました、空き家対策総合支援事業のように、事業計画を、該当年度の約1年前に提出する補助事業等もございますので、それぞれの補助事業、起債事業、交付税措置等の対象事業範囲や要件などを見極め、実施する事業内容に応じて活用可能で、有効な財源を検討してまいります。

以上です。

議長（田中三江君） 終了とします。

6番（今井 清君） 時間の関係がございましたので、以上で終了したいと思います。ありがとうございました。

議長（田中三江君） これで、6番、今井 清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は11時15分です。

（午前11時03分 休憩）

（午前11時15分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、**3番、中島健男君**の発言を許します。

件名は **1. 令和3年度教育委員会の評価報告書の内容及び今後の対応について**です。

質問席から願います。

〈3番 中島 健男君 登壇〉

3番（中島健男君） 3番、中島健男です。通告に従い質問します。

令和3年度教育委員会の評価報告書の内容及び今後の対応について伺います。

この正式名称は、令和3年度立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書です。

今井 清議員と重複しますが、可児市のお話をします。人口10万、名古屋市のベッドタウンで、市内にも大きな工業団地があり、外国人も多いとのこと。当町とは立地環境、経済情勢は全く異なりますが、高校生議会、子育て支援、いじめ条例について視察をしてきました。

高校生議会は年1回開催し、昨年度は、高校生から意見書を提出してもらい、行政に投げかけたとのこと。高校生議会の目的は、若いうちから自分の郷土に関心や興味を持ってもらうとのこと。例え、進学等で市外へ出ても、愛着があれば、地元に戻ってきてくれるのではないかという期待を込めて、行っているとのこと。

子育て健康プラザマーノの見学と子育て及びいじめ条例について、説明を受けました。可児市子育て健康プラザマーノ、イタリア語で手という意味だそうです、は子育てに関する市役所の部署が移転してきており、市民はワンストップで手続きが可能です。

児童館は夜9時まで開いており、高校生が利用できます。未満児の親子が交流できるスペースもあります。

マーノの建設費用は、当町の年間予算に近く、とてもまねすることはできませんし、その必要もありませんが、コンセプトや、あるべき姿は参考になると思います。

それは、子育てにおける市重点取組として、1、安心して子育てのできる環境づくり、2、日本一子どもの心に寄り添い、個々の力を引き出し、伸ばす義務教育のまち、3、ふるさとを愛し、社会に進んで貢献できる人をつくるまちづくりです。

当町の学校教育や、子育てのコンセプトや、あるべき姿について、教育長にお伺いします。

立科町しあわせプラン第5次立科町振興計画の基本目標に、郷土を愛し、心豊かな人を育むまちづくり、たくましく羽ばたく立科っこ教育でよろしいでしょうか。

また、2016年度3月30日付の立科教育の目指すもの、立科教育ビジュアル図では、全ての子どもに力をつける立科教育とあり、生きる力をつける立科教育マルチプラットフォームがあります。これは大変すばらしいものですが、この推進はどのように行っていますか。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。

塩澤教育長、登壇の上、願います。

〈教育長 塩澤 勝巳君 登壇〉

教育長（塩澤勝巳君） それではお答え申し上げます。

立科町は、信濃教育会に大きな足跡を残された教育者、また鉱物学者でもあり、蓼科高校の初代校長でもあった保科百助翁を輩出し、さらに今から120年前には、この小さな山村が、地域の子弟への教育こそ地域の将来を創造していくものと、蓼科高校を地域で創立した土地柄でもあり、町民には今もって建学の精神が脈打っております。

教育は国家100年の計の教えに基づき、これまでの歴史に学びつつ、この地の教育隆盛を願い、この町にふさわしい立科の教育モデルを確立していかなければなりません。そのために、町内にある保育園・小学校・中学校・高校の児童・生徒を一貫した教育指針の下で育てられるよう、地域に根差し、またグローバルな視野を持った立科教育を推進しているところであります。

立科教育は、全ての子どもたちに生きる力をつけることを目標としており、したがって、町内の保育園・小学校・中学校・高校が連携しながら学力向上を目指す立科カリキュラムによる学校連携事業、教育環境整備、心を磨く教育、キャリア教育、体力向上・健康教育、郷土教育等を推進しているところであります。

立科教育の目標は2つあります。1つ目が、人権を尊重し、思いやりと規範意識を持ち、社会に貢献できる人間、2つ目が、自ら学び行動し、豊かな創造力と個性でたくましく生きる人間、これらの育成であります。

人格形成の基盤となります知・徳・体の基礎を培う生活習慣の定着、道徳感覚の育成、確かな学力を培う基礎・基本の定着と、知識・技能の育成と活用のほか、特別教育にも配慮し、保育園・小学校・中学校において一貫した教育を行い、時代を担う子供たちの育成を図っております。

また、子育て支援計画の基本理念を具現化するために、妊娠・出産から子育てにおけるニーズを把握し、これらを切れ目なくつなぎ、安心して見・育てられる子育て環境の充実と支援に向けた施策を展開しております。

立科教育の具体的な推進・取組であります。特に学力差が大きくなりがちな算数、数学の学習につきまして、小学校の算数に少人数による学習を担当する教員を配置し、細やかな指導を行っております。

学年、学校間の学習の接続と、これらの定着しにくい領域課題を共有し指導を行うため、小学校、中学校、併せて蓼科高校にも各1名の教員を加配しております。そして、それぞれの学校で授業を行い、それ以外にも小学校の教員が中学校に、それから中学校の教員が小学校と高校に、高校の教員が中学校に出向き、それぞれのところでチームティーチングの授業を行う等、相互理解を深め一貫した指導の実践に努めているところであります。

また、多様な児童生徒が必要な学習をきめ細やかに受けられるよう、支援員の配置をする等いたしまして、児童生徒一人一人の個性を大切にした特別教育の充実に取り組んでいるところであります。

そのほかにも、立科教育の取組といたしまして、令和3年度は地域食材の日、職場体験、外部講師による石の鑑定、保科百助翁の足跡の見学、御柱の森等の塩沢堰の見学授業、部活動指導員の配置、また教員等のために保育園、学校（ ）人権学習会の開催、小学校、中学校、高校の3校の児童生徒による笠取峠のマツ並木の植樹、清掃活動、また学習塾ポプラアカデミー等の取組を行っているところであります。

令和4年度も、コロナ禍ではありますが、開催内容に工夫を凝らしながら、引き続き取り組んでいるところであります。

今後とも、立科教育のさらなる推進に努めてまいり所存でありますので、よろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 立科教育のコンセプトを聞かせていただきまして、それが各施策に反映されていると思うんですけども、個別に質問していきます。

まず1つ、1番目として、特別支援教育の対応についてということですが。

町単独の就学支援、臨時講師を小学校5名、中学校に1名配置しています。児童生徒に見合ったきめ細かい対応をして、大変手厚い対応とは思いますが、ただ、中学校は1名だけですが、問題ないのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

まず初めに、令和4年9月議会定例会で報告申し上げました、令和3年度立科町教育委員会の事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書等につきましてご説明申し上げます。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、学識経験者である外部評価委員、教育委員の皆様、令和3年度に実施いたしました教育委員会の事業等につきまして、事務局から事業内容、決算額、事業の成果と課題等をご説明申し上げ、点検及び評価をいただくとともに、評価、コメントを頂戴しております。

なお総合戦略の評価シートは、事業担当課担当者の自らの評価でありますので、必ずしも外部評価委員、教育委員の皆様と評価が一致しておりませんので、申し添えさせていただきます。

それでは、議員ご質問の町単独の支援講師につきましてお答えいたします。

昨年度、令和3年度では、立科小学校に5人、立科中学校に1人の支援講師を配置しております。立科中学校の講師は、特別支援業務ではなく、教科指導に合わせて、学校生活に不安を抱える生徒の支援に当たっております。また、担任や他の教員と連

携を図りながら、支援に当たっているところでもあります。

また、立科中学校には町単独の講師のほか、特別支援業務に当たる県費の教員2人がおり、連携して支援に当たっているところでもあります。なお令和4年度も、令和3年度と同様の体制で、特別支援業務に当たっているところでもあります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先日の報道で、特別支援学級に在籍する児童生徒は、原則週の半分以上を支援学級で授業を受けることを、文科省が4月に通知したということです。町はこの通知を確認したのでしょうか。また障がいがある児童生徒を分離することは差別であり、人権侵害との意見もあるとのこと。当町の対応はどうなっていますか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

令和4年5月11日付で長野県教育委員会から、特別支援学級及び通級による指導の適切な運用についての通知を受けております。

通知の主な内容といたしましては、特別支援学級に在籍している児童生徒が、原則として週の授業時間の半分以上を目安として、特別支援学級で授業を受けられること、障がいのある児童生徒が必要な指導体制の下、授業を受けられること。次年度に特別支援学級から通常の学級へ学びの場の変更を検討している児童生徒は、段階的に交流、共同学習の時数を増やすことなどです。

立科町では、町単独の講師を立科小学校に5人、立科中学校に1人配置し、児童生徒一人一人に最適な学習環境の提供を第一に考え、支援に当たっているところでもあります。文部科学省、長野県教育委員会からの通知事項に、適切に対応しているところでもあります。なお、障がいのある児童生徒の分離は行っておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 次に、コロナ禍における不登校についてお伺いします。

信毎の10月28日付の報道で、県内で2021年度中に不登校や暴力事案が大幅増加したとありました。不登校は小学生が20年度比16.9%、1,596人増加、中学生では同じく27.7%の3,111人が増加したとのことでした。

新型コロナ対策で生活のリズムが崩れたことや行事の中止、マスクやソーシャルディスタンスで相手が分からない、感染防止対策で少しの体調不良でも、休むことを強制され休むことへの罪悪感が薄れたことで、登校意欲がなくなった。先生も感染対策やオンライン授業の準備で、生徒に向き合う時間がなくなったとのこと。

当町では、令和2年度、3年度の小中合計で13名ずつとのことですが、コロナ禍で増加しましたでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

毎月開催されます定例教育委員会におきまして、教育委員、学校、保育園、教育委員会事務局で、不登校児童生徒の状況等を情報共有しておりますが、コロナ禍を原因とする不登校児童生徒につきましては確認されておられません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 直接コロナが原因ではないということの報告だと思います。不登校の対応、先ほどもありましたが、中学校に臨時講師1名を配属したということでしたが、その効果を確認したいのと、コロナ禍が原因となって不登校となると、なかなか復帰できないと思います。きめ細やかな個別対応が必要となりますが、現在、小学校にはいないわけですけども、小学校への臨時講師の配属等予定はあるのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

不登校の児童生徒への支援につきましては、その原因が様々であり、解消につながる糸口も児童生徒により異なるため、きめ細やかな支援が必要であります。

コロナ禍による不登校は確認されておませんが、立科中学校の不登校生徒の主な原因は、いじめ以外の友人関係をめぐる問題、学業不振、無気力、不安等であります。

状況に応じて学校長をはじめ、町の講師、担任等が連携を図りながら、個別に生徒支援に当たっているところであります。

なお、立科小学校の児童では、一部不登校の傾向がある児童が確認されておりますが、学校長をはじめ、町の講師も個別支援に当たっているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 就学支援のつながりとか、その支援のためのリモート用のタブレットなどの配布をしているのでしょうか、また、その活用はどうなっていますでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

令和2年度末に、児童生徒1人1台のタブレット端末を整備し、令和3年度から使用を開始しております。児童生徒は必要に応じて、家庭への持ち帰りを実施しており、自宅療養等の際にタブレットを使用し、オンライン授業を受けるなど、活用が進んでいるところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） タブレットの配布については確認したんですが、特に、不登校についてちょっと質問していますので、その不登校の児童生徒の皆さんにタブレットを配って、それを活用していますかという質問なんですけど、もう一度お願いいたします。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、令和2年度末に、全ての児童生徒に1人1台タブレット端末を整備し、令和3年度から使用を開始しております。不登校の児童生徒につきましても、活用しているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 不登校の児童生徒の皆さんとつながりを持っていただきたいと思います。

令和3年度のKPI検証シートというのがあるんですけど、それには夜間登校や中間教室を実施したとありますが、その内容と成果はどうでしたでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

立科中学校の夜間登校は、不登校生徒の登校支援のため登校支援室を設け、午後から部活動の終了時刻まで実施しているものであります。また、中間教室は不登校生徒の登校支援のため、学級教室とは別に中間教室を設け実施しているものであります。不登校生徒が登校しやすい環境を整えているものであり、実際に登校している生徒がいる状況であります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 立科町は、15歳の義務教育終了後に、長期欠席者の対応はどのようにしているのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

町では、義務教育終了後の長期欠席者でよろしいですか、長期欠席の生徒の状況等は、いわゆる不登校ですか、不登校生徒の状況等は把握しておりません。生徒の進学先等の個人情報把握していないためであります。

なお、当該生徒や保護者から相談等が寄せられた場合は、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） この件に関しては、町民課の福祉係とも連携して、そのところで切っちゃうんじゃないかと、続けて支援のほうをしていく必要があると思うので、よろしくをお願いします。

あと、小学校の21年度のいじめや暴力行為が1,032件と大幅に増加したとのことですが、当町の状況はどうなっているのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

令和3年度におきまして、当町の小中学校のいじめの報告事例は13件ありました。

小学校のいじめの報告事例が多く、内容といたしましては、嫌なことを言われた3件、仲間外れにされた1件、遊ぶふりをして叩かれた6件、嫌なことをされた2件であります。合計12件です。

また、中学校におきましても、嫌なことを言われた1件という事例がありました。なお、暴力行為は確認されておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 次、地域高校と地元高校生支援ということについてお伺いします。

町では蓼科高校存続のために、町外から来る生徒に通学バスの手配をして、頑張っておられます。地元高校の存続は地元の活性化のためにも大変重要なことであることは理解できますが、当町は高校生の支援がありません。高校生が町に愛着を持ってもらえるようにすべきです。

最初に述べた可児市は、高校生が地元で愛着を持ってもらうのに高校生議会を開催し、そこで出された意見書を、議会を通じて行政に提出しました。意見書が反映されれば、市政や地元への関心が多いに高まると思います。また、マーノは夜9時まで開いていて、高校生が勉強したり、会話をできるようになっています。

そこで、提案ですが、高校生への支援として教科書代の補助をしてはどうでしょうか。学校や学年、学科によってばらつきが大きいと思いますが、確認したところ3万円弱程度かかっているそうです。ですから、町としては1万円とか2万円とか、財政の許す範囲で支援を行ってはどうでしょうか。

立科町立科中学校の今後3年間の卒業者の人数は何人ですか。その場合、財源はどのくらい必要となるのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達や進路に応じて、高度な普通教育や専門教育を受けることが目的とされております。

したがって、高等学校への進学は生徒自身の目標を見つけ、保護者の了解の下に大学等への進学や職業選択の幅を広げるため、当町のほとんどの生徒が進学しているものと承知しております。

高校生の教科書に補助をとのご提案ですが、義務教育ではない部分でもありますので、補助支援は検討しておりません。

続きまして、立科中学校の今後3年間の卒業生の人数についてであります。在校生は148人であり、立科町在住で、私立の中学校へ通う生徒を含めると、155人程度になるものと思われまます。したがって、立科町在住の高校生に何らかの補助支援

を行う場合、1年間1人当たり1万円では155万円、1人当たり2万円では310万円となります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 150万円と300万という数字が、町の財政の中でどのくらいの重みを占めるかちょっと分かりませんが、高校生を支援することで、町への感謝と関心を持ってもらい、将来のUターンにつなげればよいと思います。教科書に限らず、様々な支援が高校生にも必要と思いますが、今後検討していただけないでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

先ほども申し上げましたが、高等学校は義務教育ではなく、生徒自らが選んでいくものであります。これまでも議員各位から、町外へ通う立科町在住の高校生に対して、何らかの支援をというご提言をいただいておりますが、現時点では検討しておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 現時点では、検討していないというのを2度もお答えいただいて、これから一応検討していただけないかという、私の要望ですので、よろしく願いいたします。

次に、小中一貫教育を含めた学校施設整備についてということですが、評価コメント欄に、小中一貫について検討を行っていただきたいと、学校施設整備事業の項目にあります。立科町公共施設個別施設計画では、小学校は昭和50年、中学校は平成元年建設で、それぞれ48年、34年経過しております。

小学校は60年目の2035年と36年の2年で、大規模改修工事を計画しています。中学校は40年目の2029年に長寿命化改修を計画しています。これらを踏まえて、中学校の校舎に統合したらどうかとのコメントでしょうか。また、2030年頃の児童生徒数は推定どのくらいでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

立科小学校、立科中学校ともに、議員おっしゃるとおり、建築後数十年が経過しており、学校施設の修繕や今後大規模改修が計画されております。

令和3年度立科町教育委員会の評価報告書等の点検及び評価の中で、外部評価委員から将来立科小中学校の建て替えを行う場合、小中一環を検討いただきたい、という趣旨のご意見を頂戴したものであります。

続きまして、2030年、8年後と思われませんが、あくまでも児童生徒数の推計を申し上げます。立科町人口ビジョンに掲載されておりますが、国立社会保障・人口問題研

究所の公表推計によりますと、当町の人口は、今後さらに減少傾向であるとされております。町では、各種子育て支援施策に取り組んでおりますので、今後毎年度30人以上の出生数を見込んでおり、また転入学児童生徒を見込み推計いたしますと、2030年の小中学校の児童生徒数は、あくまで推計ではありますが、合計で330人から360人程度になるものと思われまます。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） そうすると、1クラス30人と計算すると、11クラス、小中統合しても11クラスくらい、11から12クラスで済むという計算になると思いますけれども、町長にお伺いしたいんですけども、私が令和元年の第3回定例会で小中一貫統合の質問をしましたけど、町長そのときの回答は、検討委員会みたいなものをつくって幅広く意見を聞いて検討するとのことでした。その後、台風19号や新型コロナウイルス感染症対策で多忙を極めたので、お尋ねしにくいのですが、現在までの進捗はどうでしょうか。また今回の指摘を踏まえて、今後どのように進めていきますか。お答え願います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

今、議員がおっしゃったように、確かに令和元年第3回の定例会の折に、一般質問の中で、小中統合一貫教育を検討してはという質問をいただいております。

その中で、中島議員から、まずは一貫教育実施の検討委員会を設置し、検討を始めたいという趣旨のご提言がありましたが、私からは次のとおり答弁を申し上げております。

1つとしては、立科町は生きる力を育む立科教育を一層推進するために、様々な方向から施策の検討を推進したい。2つ目として、小中学校における児童生徒数の減少や財源も踏まえて、老朽化する施設の在り方、学校の建て替え等を、保護者の皆さんも交えながら今後十分検討し、慎重に取り組む必要があり、前に進んでまいりたい。3つ目は、財源という問題もあり、そういったものも視野に入れながら、小中一貫教育の方法論も含めて、総合的に考えていきたい。短時間でというわけにはいかない。4つ目は、私自身も計画している部分もあり、ご提言の検討委員会も含め検討したい、以上のように答弁をしております。

令和3年度の立科町教育委員会の評価報告書等の点検及び評価の中で、外部評価委員から、将来小中学校の建て替えを行う場合は、小中一貫を検討していただきたい、という趣旨のご意見を頂戴しているところとは聞いております。

私の考えを再度申し上げますが、小中学校における児童生徒数の減少や財源も踏まえ、老朽化の進む学校施設の在り方や学校施設の建て替え等を、保護者の皆さんも交えながら今後十分に検討し、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。また、小中一貫教育の方法論も含めて、総合的に考えていきたいと考えております。

なお、学校の建て替えには、多額の投資的経費が必要となりますので、十分検討し時間をかけて、慎重に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 続いて、教育長にお伺いしたいんですけども、今年4月から小学校5、6年生の英語、算数、理科、体育が強化担任制となりました。教師の確保を含めて対応はスムーズにできましたか。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） それでは、お答えを申し上げます。

小学校の教科担任制につきましては、令和4年度より導入が始まり、今まで小学校では音楽など一部の専科を除き、ほとんどの教科を学級担任が担当する学級担任制でしたが、中学校では、教科の専門教師が教科ごとに担当する教科担任制で学習が行われております。

小学校では担任1人で1人に教わっていた授業が、中学校では教科により異なった教師による教科担任制授業となることから、これになじめない、いわゆる中1ギャップに陥る生徒がおります。

このため、中1ギャップの解消と教師の専門性を生かした授業を行うことで、児童の学習がより進化することを目的に、導入されることとなったと理解しており、当町でも、4年生以上の高学年で今年度より実施しております。

小学校の実施状況であります。4年生では国語、理科、体育、音楽、家庭科、それから5年生、6年生では、英語、音楽、家庭科で、原則学年単位で教科担任制授業を行っております。

教科担任制は児童にとって担任以外の教師と接することで、中1ギャップの解消とより深い教科学習につながり、成長できると感じております。また、教師にとっては専門性を生かすことで、教材研究が特化でき、負担軽減と充実した事業に結びついております。さらに、教師も、担任以外の児童の状況を把握と理解ができ、情報共有と指導に生かせたり、教師間の連携が深まっています。

教科担任制導入に当たり、教師の確保と対応はスムーズかとのご質問であります。小学校の教師は、音楽など一部の専科を除き、小学校の教育課程全ての教科について免許を持っておりますので、対応は比較的スムーズであったと感じておりますが、各教科にそれぞれ得意とする教師が、バランスよく配置できることが、効果も増大するのではないかと考えておりますので、教員の配置につきましては、県教育委員会にもその旨要望してまいりたいと考えております。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先ほどの話、中学校に行けば教科担任ということなので、統合すれば中学校の先生との交流も含めて、スムーズにできると思います。

これから授業の細分化、高度化、専門化で、中学3年では対応できないので、小学生にも高度な授業がさらに増えると思います。6・3・3制にとらわれていては、今後の変化に対応できないのではないのでしょうか。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをいたします。

小学校、中学校の教師が交流連携をすることで、双方が互いに理解し合い、児童生徒にとってよりいい授業が実施できるものと、期待をしております。

また、社会経済が目まぐるしく進化する中で、ICTをはじめ、学ぶ分野も増大し、かつ進化が求められることから、早期から専門教師による充実した授業が大切となり、教科担任制はこれを補完し、児童生徒の探求心を高めることにもつながっていると思っております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 現在の特別支援教育の臨時講師が小学校5名、中学1名、不登校対策の臨時講師が中学1名配属されています。小中統合によって、小中分け隔てなく不登校や障がいのある児童生徒への切れ目のない対応が、長い間できるのではないのでしょうか。教育長、お願いします。

議長（田中三江君） 塩澤教育長。

教育長（塩澤勝巳君） お答えをいたします。

ご質問のとおり、支援が必要な児童生徒の就学支援に現在小学校に5人、中学校に1人の支援講師を町で配置し、多様な児童生徒一人一人のニーズに合った支援に努めているところであります。

支援内容は学齢や児童生徒の状況によって様々です。町では、保育園、小学校、中学校が連携する中で、児童生徒の成長を目指しており、従来から情報共有を行い、入学や新級、進学に併せ、それぞれの児童生徒にとって適切な支援に当たっております。

これからも、一貫した支援体制で支援してまいりたいと考えております。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 統合による学校職員の効率化とか、行事の効率化で授業時間の確保と、様々な効果があります。また、統合によって当地建物の活用もできると思います。また、デメリットも多々あると思われしますので、早く検討委員会を立ち上げていただきたいと思っております。

次に、就学援助についてお伺いします。

報告書では、支援者数は平成30年度小中計35人、令和元年度28人、同じく2年度22人、3年度22人と減少していますが、コロナ禍の経済状況を考慮すると、不自然と思うがいかがでしょうか。単なる児童生徒の減少でしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

要保護・準要保護児童生徒就学援助費の支給件数の減少ですが、主要因は児童生徒数の減少であります。

就学援助費の支給にあたりましては、学校を通じて全ての保護者へ通知し、申請内容等をご記入いただき、学校長の意見書を添付の上、教育委員会へ提出いただくことになっております。教育委員会では、申請内容等を調査した後、定例教育委員会へ回り、教育委員の皆様からご意見等をいただき、就学援助費の支給決定を行っているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 先日、社会福祉協議会と懇談する機会があったんですけども、要保護・準要保護児童世帯17世帯へ歳末訪問したと伺っています。行政も訪問して現状確認をしているのでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場教育次長。

教育次長（羽場雅敏君） お答えいたします。

町では要保護・準要保護児童生徒就学援助費を支給している世帯への歳末訪問は行っておりません。日頃から学校と連携し、現状の確認や把握等に努めているところであります。

なお、社会福祉協議会では、地区担当の民生委員さんが、見守り活動の一環として歳末訪問を行っていると伺っております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 日々というか、日常からやっているということで、ご苦労さまです。

次に、保育園の保育士の確保についてお伺いします。

保育園の実地検査がコロナ禍で減少しているとの報道があり、調べてみました。児童福祉法で年1回、自治体職員が足を運んで実地に児童福祉施設等を検査、指導監査することを義務づけています。

保育所、認可保育園は県が、小規模保育、家庭的保育については市町村が行うとあります。たてしな保育園はどちらになりますか。

議長（田中三江君） 山口たてしな保育園長。

たてしな保育園長（山口恵理君） お答えいたします。

たてしな保育園は公立の保育所で、認可保育所であるため、年に1回の保育行政事務調査の対象園となっております。佐久保健福祉事務所の担当者の来園による、保育業務、事務調査につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大により、令和2年度、令和3年度は、保育園に来園されての現地調査は実施されておらず、書類調査と聞き取りのみとなっております。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） それでは、次の質問、実際に実施されていないということなんですけれども、それ以前の実施していたときの指摘内容みたいなのを、教えていただけますか。

議長（田中三江君） 山口たてしな保育園長。

たてしな保育園長（山口恵理君） お答えいたします。

ここ最近の現地においての調査実施は、令和元年度が最終であります。そのときの指摘事項としましては、不審者対応マニュアルは作成されているものの訓練の実施がないため、現地からの不審者等の進入防止に備えて必要な対応を行うこと、と指導を受けております。

以上であります。（発言の声あり）

失礼いたしました。（発言の声あり）外部からの不審者等の進入防止に備えて必要な対応を行うこと、と指導を受けております。

以上であります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） たてしな保育園は外部からの不審者の進入ということなんですけど、先ほどの報道の中でも、実地検査の多くの指摘が保育士の不足となっているそうです。たてしな保育園は、子どもたちが主体的に活動するために工夫をしているとのことですが、そのためには見守りが必要となります。当然保育士も多く必要となります。現在の園児数はクラスごとに何人ですか。保育士は何人でしょうか。

休暇や施策展開等を含めて適切な人数は何人でしょうか。現状はどうなっていますか。

議長（田中三江君） 山口たてしな保育園長。

たてしな保育園長（山口恵理君） お答えいたします。

平成30年4月より改訂保育所保育指針が施行されました。それにより保育の内容が大きく変わり、子供たちの主体性を大切にしたい保育が、保育の展開が求められるようになりました。

たてしな保育園でも、遊びを通して主体性を育み、生きる力の基礎を身につけることを目指しております。子供たちの主体性を引き出すためには、子供をあらゆる方面から見守る保育士の目が必要となります。

現在3歳以上児につきましては、一人一人の子どもを手厚く見ることができるよう、国の基準に対しプラス1名を増員し、保育に当たっているクラスもあります。ゼロ歳児、1歳児、2歳児におきましては、正規職員と会計年度任用職員、プラススポットの保育士が交代で対応しております。

現在の園児数は174名です。ゼロ歳児は10名の園児に対し保育士4名、1歳児は23名の園児に対し保育士4名、2歳児は15名の園児に対し保育士3名、3歳児は41名の

園児に対し保育士4名、4歳児は32名の園児に対し保育士4名、5歳児は53名の園児に対し保育士4名であります。

職員の休暇取得等につきましては、数少ないスポットの保育士で切り盛りしていますが、スポットの保育士確保も大変厳しく、苦慮しているところであります。

全国的にもゼロ、1、2歳児の入所園児が増加している現状に対して、保育士の成り手不足等から、どこの市町村でも、保育士の確保が厳しいと聞いております。

たてしな保育園では、子供さんを安全にお預かりするため、また保育園が目指す施策に向けて、スポットで対応している人数分の保育士の確保が、重要と考えております。

しかしながら、現在育児休暇を取得している正規職員の保育士が3名おりますので、その職員の復帰も考慮しながら、保育士の確保を考えているところであります。

以上であります。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 立科町もKPI検証シートに、保育園の確保が今後の課題とされております。

総務課長にお伺いしたいんですけども、以前、保育士の報酬アップを国から要請されて、町はほかの職員とのバランスを考慮して行いませんでした。保育士募集の策の一つとして、報酬アップを検討してはいかがでしょうか。近隣と比較して当町のレベルは高いでしょうか、低いでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

議員がおっしゃる国の要請とは、令和3年11月19日に閣議決定された、コロナ克服・新時代開拓のための経済対策における、保育士・幼稚園教諭等処遇改善臨時特例事業のことと思いますが、この事業は、新型コロナの対応と少子高齢化への対応がたび重なる最前線において働く、幼稚園、保育所、認定子ども園及び地域型保育事業所等における保育士、幼稚園教諭、保育教諭等の処遇改善のため、今年2月から9月までの間の賃金改善部分について、国の補助金が交付されるものでございました。

この補助制度につきましては時限的な措置であり、その後の財政措置が見通せない状況と併せ、地方公務員の給与は、地方公務員法に規定される原則の下、決定すべきものであり、地域の民間施設や近隣団体の給与水準を考慮した人事院勧告や、長野県人事委員会勧告とも均衡を保ち定めております。

また、会計年度任用職員に適用している給料表につきましても、一般職の給料表を基準としており、採用時には経験年数等も考慮し、加味し、格付を行っているところでございます。

議員ご提案の募集時に報酬の基準を変更することにつきましては、現在、勤務する職員との均衡を考慮すると、難しいと考えております。

なお、近隣との比較につきましては、会計年度任用職員の場合、形態が様々であるため、現状につきましては把握をしておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 中島健男君。

3番（中島健男君） 最近というか、保育園の行政というか、管理について、保育園バスの園児が置き去りになって亡くなったとか、あとは虐待が起きているとか、いろいろ報道されています。

この辺も保育士さんの不足が原因となっているのも、その一つじゃないかと思えます。保育士の確保がぜひとも必要と思えますので、前向きな検討をお願いしたいと思います。適正な人数の保育士さんの確保で、生きる力をつける立科教育ができると思えますので、よろしく願いいたします。

時間の関係で、以上で質問を終わらせていただきます。

議長（田中三江君） これで、中島健男君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため、暫時休憩とします。再開は午後1時30分からです。

（午後0時16分 休憩）

（午後1時30分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り議事を再開します。

次に、4番、中村茂弘君の発言を許します。

件名は 1. 交通安全対策について

2. 町営住宅の増設について

3. 旧三葉保育園跡地の宅地販売はいつ始まるかです。

質問席から願います。

〈4番 中村 茂弘君 登壇〉

4番（中村茂弘君） 4番、中村茂弘です。通告に従い質問いたします。

まず、交通安全対策の一環として、野方から茂田井間について、一部は歩道がありますけれども、ほとんど何もなく、通学に安心を与えるためグリーンベルトを設置してもよいと思いますが、その計画はありますか。また他の地区にグリーンベルトの計画はあるか、お伺いいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

まずは、立科町の交通安全対策の取組について、述べさせていただきたいと思えます。立科町の交通安全対策として、町民はもとより、佐久警察署、交通安全協会、小学校、教育委員会、国県道管理者である佐久建設事務所など、多くの皆様と協力して実施をしております。

例えば、春・秋の交通安全街頭指導のときには、地域の皆様に横断歩道に立っていただき、小学校児童の登校時の安全を見守っていただくなど、地域での取組について感謝を申し上げるものでございます。

さて、ご質問の交通安全の一環としてのグリーンベルトでございますが、近年町道に設置を推進しております。実績といたしましては、平成30年から令和元年に中原大深山線、令和2年に野方西塩沢線、令和3年に伊勢宮線、本年度は、要するに4年度は、町野方線に設置を行いました。

また、令和3年には、長野県において、主要地方道諏訪白樺湖小諸線の古町地区にも、設置をしていただいております。これは、地域からの要望や教育委員会で実施している、通学路における合同安全点検の結果を基に検討を行い、実施をしておるところでございます。

今後も、要望等によりグリーンベルトの設置は検討してまいります。ご質問の路線についての詳細につきましては、担当課長からお答えをさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

議長（田中三江君） 篠原建設環境課長。

建設環境課長（篠原英男君） それでは、ご質問をいただきました、野方から茂田井間の関係についてお答えをさせていただきます。

ご質問の箇所につきましては、事前にお伺いしたところ、野方の月産業様から国道142号線の茂田井信号機までの区間ということでした。この区間は県道牛鹿望月線で、維持管理等は長野県で行っておりますので、この区間での交通安全確保について、以前より歩道を含めた対策を、長野県へ要望を行っております。

最近の状況といたしましては、野方の月産業様から県道立科小諸線の交差点までの区間については、長野県において、令和3年度に道路改築を検討するための現地測量を実施しております。また、その先の茂田井信号機までの区間については、道路改築の要望もしておりますが、令和3年度に茂田井区長より提出された要望書にあった、外側線の白線引き直しを要望しております。現在は、要望に基づいて、長野県として検討をしていただき、交通安全確保に向けて対応をいただいている状況でございます。

続きまして、ほかの地区にグリーンベルトの計画があるかというご質問についてですが、本年度実施した通学路における合同安全点検の結果に、旧浜田屋さん前の町古町線と茂田井駐在所前の茂田井中居線について、グリーンベルトの検討が必要とありましたので、設置できるかななどを、検討をしているところでございます。

以上になります。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） 県道ということで、町としては、建設事務所等に要望していくということですので、なるべく早く実現するように、またよろしくお願ひしたいと思います。

次に、町営住宅の増設についてであります。町内の企業等に通勤する人のためには、1つとして立科町人口増対策であります。町営住宅が必要ではないかと思ひます。

2つとして、町内企業に通勤する町外者の人数と、町職員で町外から通勤している人数はどのくらいいるのでしょうか。お伺ひいたします。

議長（田中三江君） 両角町長、登壇の上願ひします。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

町では少子高齢化、また人口増対策として様々な取組をしてまいりました。その中で議員のご質問の町営住宅の必要性であります。本年度の予算編成重点指針に基づく主要施策に掲げた居住環境の整備等については、最重要課題として取り組んでおります。

特に、移住に伴う住環境の整備として、宅地増成を進めております。併せて既存の町営住宅につきましても、老朽化が進み維持・修繕にかかる経費の増額が見込まれることから、本年度、立科町公営住宅等長寿命化計画を策定しているところでございます。策定計画の中で、今後の町営住宅の在り方を見据えた検討していきたいと考えているところでございます。

なお、町内企業に勤務する町外者の人数等々のご質問につきましては、担当課長より答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、私のほうから町内企業に通勤する町外者の人数につきまして、申し上げさせていただきます。お願ひいたします。

町内企業における町外からの通勤者につきましては、町では把握しておりませんので、商工会より情報を提供いただき、商工会会員事務事業所に限って申し上げます。103事業所で2,111人中、町外からの通勤者は1,462人、約7割であります。

以上です。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） 続きまして、町の職員の関係で、町外から通勤者を直近で申し上げます。会計年度任用職員を含めた一般職員で申し上げますと、187人中、町外居住者は61人、約3割強でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4 番（中村茂弘君） 町外から7割、1,462人という町外から通っていると、また町職員においては3割の61人ということでやっているわけですが、こういう職員も多くいるわけですので、なるべく多くの職員が、できる限り町内から通勤できるような形で、お願いをできればと思います。

それで、町の新規採用職員はいろいろ挨拶に来て、町に町営住宅等がないので、職員は町内に住んでいないと思うんですが、町の状況を知ってもらうためにも、ぜひ町営住宅の増設を検討してはどうかと思いますが、このような状況から町営住宅が必要かと思いますが、どう考えますか。

議長（田中三江君） 小平副町長。

副町長（小平春幸君） お答えいたします。

職員の採用につきましては、本人の適正と能力に応じた公正な採用を行うことを基本としております。

以前は住所要件等を設定をいたしまして、採用後は町内に住所を定めていただくことを条件としておりましたが、応募の機会を制限してしまうことから、現在では撤廃し、必要な人材を広く採用することで、結果的には町民益につなげたいということ考えております。

もちろん、町内の出身者にも同様の応募の機会がありますが、近年では応募も少数となっている傾向にあります。

確かに町外に居住する新規採用職員は、立科町の地理や地名など一から学びながら業務をこなさなければなりませんので、町内出身者よりも数倍努力もしなければ、町民に対するサービスの向上にはつながらないと思っております。

しかしながら、立科町職員を希望して採用された以上、職員としての資質の向上に努めることは当然のことです。その上で、ご家族の事情等もそれぞれある中で、民間のアパートや既存の町営住宅への入居の検討や、町内に住宅を設けるなど、人口増加に資する検討もしていただきたいとは考えております。

これは、職員に限らず、町外から町内企業へ勤務されている皆さんにも、同様のご検討をいただきたいことでもありますので、議員からのご提案の職員に限定をしたといった町営住宅の増設は、現在のところ考えておりません。

以上です。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4 番（中村茂弘君） 職員だけに限らずということですが、新規採用職員が、せっかく町に職員が採用された以上は、町の様子を知っていただくためにも、ぜひ町内にそのような住宅を新設していただければ、ありがたいと思います。これからも検討していただいて、できる限り町から通勤できるような状況をつくっていただければと思います。

次に、私が何回も保育跡地について、いろいろ質問をしてきているんですけども、

今、西塩沢の保育園跡地に造成をしているんですけども、この間、町からのいろいろ説明はあったんですけども、盛んに、あそこの西塩沢のところに造成をやっております。計画では8区画の造成をしているわけですけども、旧三葉保育園跡地の今現状、販売はいつ頃になるかお伺いいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、ご質問にお答えをさせていただきますが、このご質問いただいた旧三葉保育園跡地の定住促進団地の整備につきましては、まちづくり創生会議公共施設部会の提言、地元西塩沢区の要望などもございまして、令和3年6月に、町及び立科町土地開発公社が、その方向性を決定し、土地開発公社において事業を進めておりました。

そして、本年4月に当町全域が過疎地域に追加指定されたことから、過疎地域持続的発展支援交付金を活用すべく、事業採択を受けることができましたが、この交付金の制度により、整備工事及び分譲地の販売を町が行うことになり、事業主体が公社から町に移った経過がございます。

この定住促進団地整備工事は、8月に請負事業者が決まり工事を進め、現在全体のおおむね8割ほどの進捗状況で、道路の側溝等が完成し、舗装などの工事工、道路工を行っているところでございます。

今後工事が完了した後に、販売の準備を進め、分譲地の販売を行っていくこととなりますが、これと並行して、広告宣伝等も進めながら、早期に販売できるよう努めてまいりますので、ご理解を賜りたくお願い申し上げます。

以上でございます。

議長（田中三江君） 中村茂弘君。

4番（中村茂弘君） この事業についても、土地開発公社から町に移って工事をしているわけですが、私も度々通ると、機械等が入ってやっておりますので、できる限り早く跡地の販売についてつながるように、よろしくお願ひしたいと思います。これも移住定住対策の一環にもなりますので、よろしくお願ひいたしたいと思ひます。

以上で、私の質問を終わります。

議長（田中三江君） これで、4番、中村茂弘君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩とします。再開は午後2時からです。

（午後1時49分 休憩）

（午後2時00分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り、会議を再開します。

次に、**2番、芝間教男君**の発言を許します。

件名は **1. 立科町の農業について**です。

質問席から願います。

〈2番 芝間 教男君 登壇〉

2番（芝間教男君） 2番、芝間教男です。2番、芝間教男、通告に従い一般質問を行います。

本日は、立科町の農業について、私の夢を含めながら質問をしていきたいなと思うわけであります。

蓼科山にももう何度か雪が降り、町におきましても、田んぼは最後の耕うんやりんごの収穫も、ほぼ終了といった状況であります。この自然豊かな田園風景やりんご畑を見るとき、長い歴史の中で立科の産業として、農業の営みがこのきれいな風景を維持してきたと感じるところであります。

しかし、立科町における農業の現状について見るとき、就労者の年齢層は年々高齢化しており、もう小手先の行政支援では、農地を維持できなくなってしまうときが、間近に迫っている状況にあります。

ありがたいことに、町の移住促進事業によって、農業に関心を持ち転入して来られる方もおられますが、それだけでは、なかなか立科町の農業を支えるというところまではいかない状況の中で、立科町における農業をどう守っていくか、町長の思いについて、まずは伺いをいたします。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。

両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、芝間議員の質問にお答えをさせていただきます。

農業はご案内のとおり、立科町の基幹作業であり、農業の持続的発展をさせていく必要があることは、ご案内のとおりでございます。

2015年の農林業センサスの報告によりますと、農業経営体として679経営体で、2020年のセンサスでは504経営体となり、およそ2割の減少がみられました。

また、2015年の農林業センサスにおける、65歳以上の経営体は373経営体で、2020年では331経営体と、減少となっております。

農業従事者の減少や後継者不足などによる農家人口の減少、有害鳥獣被害や最近では肥料、飼料、資材の高騰により、農家の所得が減少し、生産意欲の衰退などから、耕作放棄地が増大していることは大変大きな問題であり、憂慮すべきことと捉えております。

そうした中において、目指すべき農業の姿は現農業者、新規就農者、集落営農組織、

法人等、企業的経営体が共同して、効率的に農地利用の適正化を図り、有効に活用しながら、特産品の生産はもちろんのことでございますけれども、既存の品目にとらわれず、新たな品目に挑戦し農畜産物を生産して、また流通、加工、販売を行う事業者は、生産された農畜産物の商品開発や町内外へ情報発信を行うことで、他地域、または他産業との連携を生み出されて発展していくということを、強く望んでいるわけがありますし、また、行政としても下支えをしてまいりたいというふうにも考えております。

以上であります。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 町長がおっしゃったとおり、2015年と2020年では、年々農業者の数も減っており厳しい状況が増している、その中で、各農業関係者の皆さんと連携を図りながら、維持管理に努めていかれるというようなことの答弁をいただきました。

では、農業の将来について、どう対応されるおつもりかは、またちょっと別の項目を挙げてありますので、それはまた後ほどお聞きいたします。

内容に入っておりますが、1番、農業振興ビジョン第2期の進捗状況についてお伺いいたします。

（1）としまして、達成度の分野の評価について、達成度が高いもの、それから達成度が達成されていない項目との課題について、お伺いをいたします。

特に、私に関心を持つのは、農業振興ビジョン策定委員会の開催について、立科町の農業の将来を描こうとするときに、この委員会は重要であると思われませんが、現在まだ実施されていないという状況であります。開催の見通しはいかがかも含めて、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。

第2期農業振興ビジョンの進捗状況につきましては、令和2年から令和6年の5年間で推進しており、町農業振興推進会議において、年2回報告しております。

現在の5年間の3年目を過ぎての状況としましては、全体では達成及びおおむね達成の項目の割合が34.4%、一部達成が11.5%、ほぼ未達成及び未達成が32.8%となっております。

達成度が高い項目としましては、新規就農者数、ワインブドウの栽培農家数と栽培面積、クラインガルテンの延べ利用者数などの項目が目的を達成している一方で、達成度が低い項目としては、農業・農村実態の把握や担い手への農地の集積率、遊休荒廃地の転換、立科産農畜産物のアンテナショップの設置などの項目が未達成、またはほぼ未達成というような状況であります。

農業振興ビジョンの課題としましては、町、農業者、農業団体等が取り組む項目の中で、町が取り組む項目で未達成のものであっても、農業者及び農業団体での達成が

見込めるようであれば、農業振興ビジョンの策定委員会の中で、ビジョンの変更、更新をし、達成に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。なお、今年度の策定委員会につきましては、年度内に開催する予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今お聞きしますと、未達成の部分、特に遊休荒廃地の部分、それから農業実態の把握の部分について、ここの部分は大変重要な部分であると、私は思うわけですが、ぜひとも早急に未達成の部分を含めまして、一部未達成の部分も達成できるように、お願いをしたいと思います。

続きまして、2番、JA佐久浅間との連携についてお伺いをいたします。

新規就労支援事業については、JAと一緒に各種農業相談会に参加されて、連携を図っておられるとのことですが、1番、「JA佐久浅間長期ビジョン・第二次3カ年プラス2カ年計画」との連携について、お伺いをいたします。

特に、佐久浅間では、しらかば西部地域振興ビジョンというものが作成されておりますが、それに対しての連携支援は何か図っておられるか、今日お持ちしたんですけれども、JA佐久浅間でも、立科町に対して、こういうようなビジョンを持っておるわけでありまして、立科町のビジョンと農協のビジョンが連携してやっていく、そういうことが大事だと思うわけでありますが、いかがでしょうか、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

去る令和4年10月19日に開催されました、立科支所運営委員会に出席をさせていただきました。その中におきまして、しらかば西部地区地域振興ビジョンを、確認をいたしたところでございます。

議員の質問の連携支援についてですが、まず水稻におきましては、主食用米の需給調整の実施のため、毎年立科町農業再生協議会におきまして、水田フル活用ビジョンを策定し、主食用米以外である加工用米や新規需要米、飼料用米や稲発酵粗飼料、そういったものですが、ほか野菜などの転作作物の生産量や助成金などの計画書を、JAと一体となり作成をしております。

畜産につきましては、佐久広域食肉流通センターが閉場となった翌年度、令和3年度から佐久地域以外への運搬経費の負担軽減として、運賃の支援を実施しております。

果樹につきましては、りんごの苗木の補助につきまして、町独自により支援を行っているところであります。また、JAでも苗木への補助を行っていると聞いておるところでございます。

JAにより、この地域振興ビジョンを策定しているようですが、このビジョンの策定にあたり、JAから町への協議にはありませんが、町とすれば、今後も継続的に支援をまいりたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今幾つか例を挙げていただきましたが、直接の協議が現在まだなされていないというところではありますが、生産者は1人であります。その中で受けるほうは、両方のビジョンの中で生きているわけですから、やはり連携を持ちながらやっていただく、というところが必要ではないか、もっと必要ではないかと思うわけであります。

2番としまして、新特産物の開拓についてということであります。

佐久浅間農協等と連携をして、新しい特産物の開拓について行っていく計画はあるか、お伺いいたします。

特に、こちらのほうのビジョンの中では、ブドウ栽培振興プロジェクトというもの新たに計画されて、佐久地域では、20ヘクタールの開拓をしていくというところの計画があります。

当立科町においても、農協にお伺いしますと、候補地があり、今計画を策定中というところでもあります。このような農協での実施予定の進行プロジェクトと連携を取って、一緒に振興の力を入れていくという必要があるのではないかと思うわけであります。

その部分について、特にこの部分は、農協との連携のことも含めまして、町長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるとおり、本当に、農業というものは非常に持続的に発展をしていく、そのことが地域の発展に当然つながっていくわけであります。重要なものであります。

そういった中で、新特産物の特産品の開発をしていくということも、これもよりいい挑戦になるなと思っておりますが、特に今言われているブドウ栽培の振興プロジェクト、これによって、佐久地域で20ヘクタールの開拓を計画しているということではありますけれども、当町におきましても、この遊休荒廃農地の解消の一環となるべく農地の紹介などを、農業委員会と協力しながら、また当然JAとも連携して、振興を図るということを進めてまいりたいと強く思っております。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） この部分から、私の夢も含めてちょっとお話をするわけですが、農協では産地生産基盤パワーアップ事業というのがありまして、園芸作物の先進的取組支援でのうち、果樹に対する国庫補助50%の事業であります。

この近隣では、この事業50%の残りの部分について、小諸市、佐久市では、残りの半分に3分の1の支援制度を設けております。立科町においても、新規にブドウ栽培にこれから取り組もうとされておられる方がおるわけですが、同様に支援策を、農協と連携をしてやっていったらどうかと思うわけですが、その思いはあるか、どうか、

これは産業振興課長のほうですか、にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それではお答えいたします。

支援策あるかということでございます。近隣の佐久市、小諸市の支援状況を見まして、立科町も考えていきたいなと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） これから考えるというところではありますが、今のところ予定がなくても、ぜひこの部分については検討していただきたい、そう思うわけでありまして。

なかなかこの部分においても、農協の支援策の具体的な内容と町との連携のところが、ちょっと農協に聞いても、うまくいってないところがあるようでして、ぜひともこれやっていただきたいなと思うわけですが、具体的に申し上げますと、個人的には私もブドウを作っております、立科町では、本当においしいブドウができるんです。それで、今、農協では、ぶどう三姉妹といいまして、長野パープル、それからシャインマスカット、それからクインリ्यूージュです。その3つを中心に売り出していくというところでありまして。

シャインマスカット、生産の目標基準を申し上げますと、10アール当たり1,000から1,500キログラムの収穫。要するに3,000房の房を1反歩当たり作っていくということでありまして。

そうなりますと、今、皆さんご存じのとおり、ぶどう1房が500グラムで約1,000円の金になるわけです。そうすると、1反歩当たり最高にうまくできて30万できるわけです。そういうような中で、立科町の小規模農家において、集約農業としては、これから1つの例でありますけれども、有効な産業になり得るブドウというものは産業であります。

ほかにはない収穫量がありますので、町としても、私のこれは夢ですけれども、ぜひとも1つの立科町の特産物にもなるんじゃないかと、おいしいブドウでできますから、力を入れていっていただきたいなと思うわけでありまして。

続きまして、持続可能な立科町の農業形成についてお伺いをいたします。

町長は選挙公約の1つに立科町の水を守る。もちろん水路、かん水施設も守る中に含まれていると思います。

1番、老朽化が進む農業施設の維持管理について町としてどう取り組むか、お伺いをいたします。水路、かん水、ほかにも防霜ファン施設、農道などの故障や修繕の必要な箇所が、施設の老朽化が進み、限界に近いものがございます。この部分では、昨年の第4回の定例会の中で、私もだいぶ時間を割いて、特に水路の補修について、当時の産業振興課長に伺ったところではあります、かん水、防霜ファン施設なども設置から40年余りが経過しており、あちこちで修繕が必要となっております。その修繕には、生産者には大きな負担となっております。このような状況の中で、老朽化が進

む農業用施設の維持管理について、町としてどのように取り組むかお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） それでは、お答えいたします。

農業用施設についてですが、まずは地域の共同活動で行われております多面的機能支払交付金事業を活用しまして、地域による補修・改修等を行うことと考えております。この交付金の財源内訳につきましては、国50%、県25%、市町村25%によるため、農家の負担なくできる事業でありますので、町としましても積極的に推進しているものであります。多面的事業を行っていない地域につきましても、原則的には多面的事業に参加し活用していくよう、引き続き推進していきたいと考えております。

その他個別事案につきましては、地区、土地改良区と連携を図りながら対応してまいりたいと考えておるところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 多面的機能の関係につきましては、また後で別にお話をしようかなと思つてたところですが、その部分はまた後にいたしまして、特にかん水施設の部分では、要望がありまして、組合から維持補修について支援の要望、こちらのほうにも来ていると思いますけれども、ただいま検討中ということですが、県とも連携を図りながら、施設の長寿命化等の支援をよろしくお伺いをいたします。

（2）番、高齢化が進む小規模、兼業農家への支援ということで、お伺いをいたします。昨年の第4回定例議会一般質問の折に、農業振興計画の今後についてという中で、農業振興ビジョンの事業構想についてはお伺いをしたところであります。その際の回答からでは、まちづくり創生会議の産業振興部会から提言を受けておられ、農業では稼げていけない実態があるということは、認識されておられるということでありました。稼げる農業とするためには、農業者全体への支援ではなく、小規模農家への支援も行っていくが、もう少し絞って事業農家への支援を充実させるべきだところのご回答がありました。

今、小規模農家のほうですが、その維持が危ないわけでありまして。今日は、その部分についての絞って、この兼業農家、小規模農家への支援を特にどう考えておられるか、町長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） 町では、町内の農家に対しまして、農業振興事業補助金として、遊休荒廃対策では9事業への支援、そして農業用ビニールハウスへの設置に対しての支援、またご案内のとおり、有害鳥獣対策として電気柵等の資材に対しての支援、果樹におきましても、果樹共済掛金への支援、それとまた新たに収入保険の保険料に対しての支援や私ども進めております、ソバ栽培における刈り取りへの支援なども継続して行

っております。

またいわゆるふるさと納税への寄附金を農家に還元も、従来からしてきているわけでございます。今年度では、地方創生臨時交付金により、令和3年度分の農業収入が、前年と比較し20%以上減収している農家へ10万円を支給、同交付金において、原油・物価高騰対策として、令和3年度分の農業収入が30万円以上の農家を対象として、1万円から10万円と、額的な問題がありますけれども、1万円から10万円というものを収入金額に応じて支給をしております。

この原油・物価高騰対策事業につきましては、12月26日までの申請を受け付けておりますので、まだ申請されていない農家の皆様には、早めに申請をお願いできればというふうに思っております。

いろいろ述べさせていただきましたけれども、小規模農家に限らず、町内の農家への支援というのは、今後も行っていきたいと思っておりますし、今までも行ってきております。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 特に、今年はコロナ禍の中で物価対策支援、20%以上収入が減った農家への支援、それから原油高に対する支援等たくさんありまして、本当にありがたいことだと思うわけであります。

しかしながら、今の現状は昨年町長がおっしゃられたとおり、今の農業を支えているのは団塊の世代ということで、その方々が農地の保全、それから継続、要するに立科町の農業を支えているという方々であります。

もっと上の世代の皆さんは、子供たちも家から離れて、年金と農業でやっていたところが、もう働けなくなって仕方なく施設に入って、その後そして戻ってこない。その家がまた空き家になっていくというような実態が、立科町ではいくつも繰り返されているという状況であります。

農地もやってくれる人がなければ、もうそこは荒廃地となっていくという現状があるんです。そのような中で、今回、本会議の初日に挨拶がありましたけれども、町長が町を思う思いがありまして、継続をしていきたいという意思を伺ったところでありますが、3番、立科町の農業の将来について、ここで改めてどう考えるか、農業のあるべき目標値、そういうような目標の姿を、お伺いをいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） これからの立科町農業のあるべき姿、ということは大変な大事命題でありますけれども、これは、私常々申し上げております。農業というのは地域の基幹産業であると同時に、生活に密着した地域になくてはならない産業であります。

もちろん立科町は観光の産業も大変重要で、大きな柱でありますけれども、やはりこの里の地域を支えて、地域を形成している一番の主眼は、この農業関係だというふうに認識をしております。

その中で、今農業はもうかる農業であるかどうかという観点から考えますと、私も今、議員がおっしゃったような、ブドウ栽培、あるいはりんご栽培等ありますけども、いずれも後継者問題がございますし、またこういった物価高等々の関係の中で、非常に経営的なものもあります。

ですが、こういったものをしっかりと下支えしていくのは、もちろん行政の役割ですが、私は、常々思っておりますのは、やはり従来からこの地域に密着しているのはJAです。いわゆる農業共同組合たるもの、これが、この農業共同組合がやっぱり地域の中でしっかりと主戦してとして、根差しながら農家の皆さん方をしっかりと守っていく、支援していく、そこに行政も下支えをしていくという体制がなければ、農業の持続的発展はないというふうに、私は常々から思っております。

そういった中で、今後、と同時に、これからは従来に加えて、広域的なつながりという、そういった連携というものも必要になってくる。これは、先ほど議員おっしゃった、いわゆるシャインマスカットはじめ、新たな新種のブドウ等々の関係の栽培もそうありますけれども、こういったようなことも含めて、これからは地元の中だけでなくて、ある程度広域的に連携できるものがあるのであれば、当然やっていけないということではありますが、その根底には、何といたっても農家の皆様方が持続的にやっていく、そういった土地をしっかりと守っていくだけの後継者、あるいは新規就農者、こういったものをしっかりと支えていかなければならない、のようにも考えております。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 今、従来の私の質問の中でありましたJAとの連携、大事に思ってくださいっており、ありがたいと思います。

さらには、広域的な連携で地域、長野県全体でもブドウという部分ではJAが力を入れてやっているところでもありますし、ぜひとも立科町としてもやっていきたい、やっていっていただきたいと思うわけではありますが、農家として、魅力のある農家というところはどこか、またお伺いしたいところではありますが、その時間はちょっと、ほかのことの質問がありますので、また後ほどに取っておくとしたしまして、今回は、私の一つの夢の中で、前々から申し上げておりますけれども、多面的機能支払交付金の活用についてであります。

現在、立科町では9団体が多面的機能支払交付金の団体があるわけですが、従前から申し上げておるとおり、この組織を一本化して総合的に町の事業として、町が主体となって進めていく方向はどうかということでもあります。

特に、町長におかれましては、4年前の選挙の折、立ち上がり討論会におきましても、山から里までの水の管理をしてきたし、誰よりもつぶさにその状況を分かっている。そして水を守るということを公約に掲げておられたわけでもあります。

例えば飯島町では、専任担当者が町の中におきまして、この職員の経費は多面的機

能支払交付金の中で100%賄っている事業でありまして、町の支出はその部分ではないわけであります。

現在ある多面的機能支払交付金の参画団体を一本化しまして、事務局を役場に置けば、町全体の、先ほど産業振興課長がおっしゃられた、参画していない部分のことも、多面的機能支払交付金で維持管理、修理ができるわけであります。そして立科町の将来についても、そこを拠点として構想を練り取り組んだらどうか、そういうことが可能になると思うわけであります。そういう部分についていかがか、申し訳ありませんが、再度町長にお伺いをいたします。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

ただいま、議員おっしゃったこの問題は、私が町長を就任する前からこの話は聞いておりましたし、議員時代から町長に就任して、令和元年の中でも、それについてどういうふうにするのかという模索をした中、この中でその秋9月に、活動組織の広域化、なぜかと言いますと、広域化に持っていけないと、町全体の中で網羅するということが難しいという中で、当時の活動組織の代表者の皆さんに一堂に会して集まって、役場の会議室に集まっていただいて、その中で、私ももちろん出席をさせていただきました。

その中で広域化についての説明を、当時、その専門の方にお話をいただく中で、集まっていた代表者、この皆さんと意見交換を行った経過がございます。その意見交換を行ったときに、本当の一部の組織の方は別ですけども、大方の活動組織の皆様方は、今事務は我々やってるよ、これからも特に支障はない。我々単独でやっていきたいという意思が示されたんです。これは、芝間議員が当時おっしゃっていたできるだけ行政の手を貸していただきたいという話もあって、私もそういった議員時代のからのつながりもありましたので、お話もしたんですが、これについては、ともかく事務は私たちにやらせてくれということが、もう九十数%、要するに僅かの方以外は、組織以外はやらせてくれということでございましたので、そういった意思が示されたということを、今も私も鮮明に覚えております。

そういったことがありましたので、現在も10団体ですか、ございますけれども、それぞれの組織がそれぞれの責任を持って、組織活動をされております。今後、人口減少とかいろんな中で、何か変わったことが起これば別ですけども、現在の皆さんが意欲的にやっておられるところは、しっかりとやっていただきお任せをしていきたいと思っております。

それ以外に行政ができるべきところがあるかということは、また別の話でございますので、このことについては、そういった当時の経過を踏まえて、組織にお任せをさせていただきますと思っています。

議長（田中三江君） 芝間教男君。

2番（芝間教男君） 4年前は、確かに私も同じことを、お伺いをして承知はしております。

4年前と今との中で違ってきているのは、やはり私が1つ付け加えたのは、立科町の農業の将来について、この事務局を起点として考える場にしたらどうかということをつけ加えさせていただきました。

その中で、先ほどありました、非該当の地域でも1つの一本化にすれば、農業の維持管理については保全ができていくというメリットもございます。またもう一つのメリットとしては、それぞれの団体で行っている複雑な事務処理についても一本化でき、効率的であるというふうに、経済的にも効率的にもなりますので、そういうところも含めまして、今のところの町長のご答弁では、そういうことではありますけれども、将来につきましては、そういう構想を持ってやっていっていただきたいなと思うわけでありまして。

まとめに入りますけれども、農業という分野、立科町は晴天率が高く、朝晩の温度差が大きく、粘土地においておいしいお米や果物ができる。これを有効に生かし立科ブランドとして、農業という産業をしっかりと支えていく体制を、行政は整えて持続可能なまちづくりをしていくことが必要であると、それを期待して、私の一般質問をこれで終わらせていただきたいと思います。

議長（田中三江君） これで2番、芝間教男君の一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩とします。再開は2時50分からです。

（午後2時35分 休憩）

（午後2時50分 再開）

議長（田中三江君） 休憩前に戻り会議を再開します。

次に、7番、村田桂子君の発言を許します。

- 件名は
1. 補聴器購入に補助制度を
 2. 農産物直売場の充実・活性化をもとめて
 3. インボイス制度についてです。

質問席から願います。

〈7番 村田 桂子君 登壇〉

7番（村田桂子君） 最後の質問です。皆さんにはお疲れのことだと思いますが、もうしばらくのお付き合いよろしく願いいたします。

私の質問は3点です。早速質問に移ります。

第1点目、補聴器購入に補助制度をとということで質問します。

立科町の高齢化率は36%以上となり、3人に1人以上が65歳以上の高齢者、加齢とともに聴力が衰え、人中に出るのをためらう傾向が生まれます。高齢社会となった今、

南牧村など近隣でも補聴器への補助制度をつくり、喜ばれています。

立科町でも、高齢者が生活の質を落とさず、いつまでも社会の一員として活動できるように補聴器購入に補助制度をつくるべきと考え、質問します。

令和元年9月にも質問をし、今回で2回目です。町長のご所見を伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し、答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、議員の質問にお答えをさせていただきますが、まず、加齢による聴力の衰え、私もそうですが、といった点についてですが、聴覚の障がいにより身体障害者手帳の交付を受けている方については、補聴器の補装具費支給制度といったようなものがございます。それとは別に、高齢者の聴力の衰えに対する対応については、今後検討していく必要があると考えております。

ご質問では、補助金制度の創設ということでございますけれども、前回のご質問でも申し上げましたとおり、町独自の補助金制度を設けるということについては慎重でなければならないというふうに考えておりますが、受益者にとって補助制度などあれば、そのほうがよいということは理解はできますけれども、現時点では、議員の質問の考えにつきましては参考として承っておきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 参考として承っておきたいと、考えておきましょうということだと思います。

聴力が衰えている高齢者の現状はということで、まず、町内の状況を伺います。

身近でも、高齢になると聞こえが悪くなる加齢性難聴が多く見受けられます。そうになると、いろいろな集まりがあっても、よく人の話が聞こえない、何回も聞き返すので迷惑がられるなどから出席をためらいがちになり、コロナもあって閉じこもり傾向が一層進んでしまいます。人と積極的に関わらない生活が認知症を発症しやすいことが知られています。

統計によると、認知症の8割が加齢性難聴だと言われています。この高齢化の進む当町にあっても、高齢による難聴の早期発見と対策は、生活の質を落とさず、いつまでも社会の一員として生き生きと活動できる保証となります。

まず、立科町内において、加齢性難聴者はどのくらいいらっしゃるのか、早期発見の手だてをどのようにされておられるか伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

加齢性難聴につきましては、その判断には医師の診断が必要ですが、町では、その実態について把握や特段の手だてなどを講じていないのが現状です。

今後につきましては、3年ごとに見直しをしている介護保険事業計画策定のための高齢者等実態調査を現在実施をしております。これは、長野県下統一様式によるものですが、その項目の中に「耳が聞こえにくいことがあるか」として、「聞こえにくいことで生活に支障があるか」、「補聴器を使用しているか」といった設問が新たに追加されましたので、こういったところから、難聴の方が生活上のどのような場面で支障を感じておられるのか実態を把握してもらいたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ようやく緒に就いたばかりということですか。

ここで、厚生労働省も高齢化の進展に伴って2020年度に調査をしております。その中で、自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究という調査を行って、21年3月にその調査報告が出されています。その内容についてはどのようなものでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

おっしゃる報告書につきましては、議員からの情報提供によりまして、私どもも初めて目を通したところでございます。内容につきましては、既に議員はよくご存じのことと思われまじけれども、大まかに申し上げますと、まず1つ目として、難聴を早期発見する仕組みを構築すること、2つ目、難聴が疑われたとき医療機関への受診勧奨ができるよう、耳鼻咽喉科医との連携の仕組みを整えること、3つ目、受診勧奨から適切な補聴器利用のために補聴器相談や認定補聴器技能者の周知を図ること、4つ目、補聴器使用后、装用を継続するために難聴高齢者のフォローを行うこと、5つ目、難聴高齢者への戦略的な支援スキームの検討が必要と考察されているところであります。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 厚労省も高齢化の進展に伴って、ようやくと、その調査を始めたところだというふうに捉えています。

それで、先ほど私、各地で進んでいるよというお話をしましたので、参考までに、私の調べたところをご披露したいと思います。

立科町の高齢化率は36%ですが、東京都の港区というところは、うちよりずっと少なくて高齢化率が16.9%なんです、それでも認知症の高齢者っていうのは大変多いということで、この間、初めて補助制度ができました。

既に、東京では23区のうち15区が補助制度を持っています。それで、どんな補助制度かと、後発だけあって、後からできたものだけあって、それなりに進んだ補助制度です。

まず、助成額が13万7,000円と、これまでのどこの実施自治体よりも最高限度額が

実現されています。住民税の課税者は半額の6万8,500円までだということです。それというのも、補聴器というのはピンキリで、よく広告で1万円なんていうのが出ていますけれど、最高は何十万円までということで、大変差があるということもあると思うんですが、この平均が15万円だということも受けて、この13万7,000円という数字が決まったんだそうです。

2つ目は、所得制限はありません。60歳以上の方が対象です。よそは65歳からが多いんですが、なぜ60歳なんだろうかと聞きましたら、やはり、定年になってからも引き続き、定年延長もありますし、社会参加ができるように早め早めに手当てをしたいと、大変先見性のあるお答えでした。

3つ目は、販売店舗にそのお金が直接支払われることで、購入時の負担を減らしている。一旦払って領収証というのではなくて、その見積書を持ってくれば、そのお金を直接店に支払うので、大きな現金を用意しなくてもよいと、これも大変優れた制度です。

4点目は、買った後も、合うとか合わないとか、調整とかが必要になります。そういう点で、補聴器の相談員や認定補聴器技能者とも連携して調整できるようになっていると、そのシステムまでつくっているというところが、後からつくった制度としては大変優れているというふうにして、私もご紹介したいと思います。

なお、ここまでいなくても、長野県の南牧村では、今年の4月より実施しています。

これも、やはり高齢化が進んでいて、大変要望が強いということを受けてやりました。去年は5万円だったんですが、今年から10万円の上限になりました。さらにびっくりしたのは、18歳以上です。障害者手帳がなくても、耳が聞こえが悪くなった場合には、医師の診断書があれば支払いをすると、上限10万円の、これは補助なので、領収証を持っていけば、金額の3分の2以内の補助でお金を振り込んでくれるということが南牧村です。

それで、先ほど、認知症の8割は加齢性難聴が原因だよというのは、専門家からの指摘になっているんですが、学会の取組でも、日本耳鼻咽喉科学会なんていうところが県内における認知症の対策として、補聴器の購入補助制度をやってほしいという要請活動をしています。

こういうことを受けて、立科も36.7%ですか、高齢化率が大変高いわけですけども、相当程度の難聴者がおられるだろうというふうに思います。

それで、先ほど、これまた紹介なんですけれど、港区の医師会の調査によりますと、65歳以上の約8割が難聴だと。そのうち16%が仕事や生活に支障がある。そして、19%がその難聴のために仕事や生活を諦めたという調査があるそうです。これはもう港区の医師会が率先して調査したんですね。

これを立科町に当てはめると、高齢者の数から、2,547人いるわけですが、これ

の仕事や生活に支障がある16%は、立科町で言えば、408人です。仕事や生活を諦めたという人は484人と、つまり合わせると約900人近くの方が聞こえが悪いために仕事や生活に支障があり、そして、就くことを諦めたという実態があるということです。

立科町は、今、これから調査すると、今、調査中だということなので、一步も二歩も遅れているわけですが、こういう自治体があるということ、まず、お知らせしたいと思います。

それで、質問ですが、先ほどの厚労省の報告の中に、早期発見する仕組みを構築するというふうに書いてありました。それで、私、質問したいんですが、立科町の様々な検査の中に聴力検査というのが住民の検診の中にあるのかどうか、そこについて伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） 聴力検診のことにつきましては、資料を持ち合わせておりませんが、一般的な検診の中には含まれていなかったというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうなんです、まだ入っていないんですね。やっぱり高齢化の進展に伴って、これはどうしても必要ではないかということで聴力検査を義務づけてもらいたいと思うんですが、これについて、もっと簡便な聞こえのセルフチェックというのを港区ではやっているんですね。

どんなものかと言うと、自分の聞こえの状態をチェックしようということで、会話をしているときに聞き返すことがよくあるとか、後ろから呼びかけられると気づかないことがあるとか、聞き間違いが多い、話し声が大きいと言われるなどの、こういうセルフチェックというのが港区で出ていて、これを窓口でチェックして、これはちょっと数が全部で7つあるんですけど、そのうち、ゼロだったら問題ないと、一、二個だったら、お困りのことがあれば耳鼻咽喉科を受診しましょうとか、三、四個になると、耳鼻咽喉科に相談しようと、5個以上になると早めに受診することをお勧めしますと、こういうセルフチェックがあって、それで、聞こえが悪いってことを早期発見につなげています。こういうことを導入することについてはいかがお考えでしょうか。課長、お願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

ただいま、ご質問の件なども含めまして、まず実態把握などに努めまして、その状況を踏まえて、総合的に対応については考えてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） まず実態把握ということなので、一步前進だと思います。

それで、前回、私、質問したときに、視覚障がい者のことをお伺いしました。視覚障がい者の方は、本当に耳だけが頼りなんですよね。その方が高齢によって難聴になってくるっていうのは、これはもう命に関わる大問題だというふうに思います。

こういう方たちには、率先して補聴器の交付制度というか補助制度をつくっていく必要があるかなというふうに思うんですが、これについて、まず、町内の視覚障がいの方がどのくらいいらっしゃるのか、また、65歳以上の方は何人いらっしゃるのか実態を伺います。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

視覚障がい者の方は、町内で21名いらっしゃるというふうに承知をしております。そのうち、65歳以上の方につきましては、14名というふうに承知をしております。以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 視覚障がい者の方は、晴眼者とは違って、本当に耳だけが頼りということで、この、聞こえが悪くなるっていうのは本当に死活問題だと思うんですね。この方たちを、やっぱり率先して、最優先で耳の聞こえが悪くなったチェックだとか、それに伴う補聴器の補助だとか、大体、この視覚障がいの方というのは、障がいの年金もお持ちだと思うんですが、それほど経済的に余裕があるわけではないので、これは、福祉的な対応からしても必要なのではないかというふうに思います。これについてはどうでしょうか。これは、じゃ町長、伺いましょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えをさせていただきます。

議員おっしゃるこの、いわゆる難聴といいますか、非常に耳の聞こえが悪くて生活が困難という人については、確かに、これは考えなければいけない問題であるというふうにも私も思っておりますが、先ほど来から申し上げますように、やはり立科町の実態というものを、まず知ることが大事だと思います。その上に立って、これは立科町単独なのか、あるいは、こういった問題というのは、補聴器の販売の店舗の問題もございますので、広域的な問題も含めて、これは考えていかなきゃいけない問題だと思いますので、この問題については、私どもの、議員とかから承った話でいきたいというふうに思っております。

ですから、どちらにしても、検討する材料としてはあるなというふうには思っております。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 前向きなお答えありがとうございます。

国の補助をぜひお願いしたいということで、ただいま、長野県の県議会も、そして

また、兵庫県も国に補助制度をつくってくれということ意見書を上げています。

やっぱり、町も、町村、町会などの機会を捉えて、これからもこう高齢社会になっていますので、こういう、当然必要な措置ではないかというところで物を言っていたきたいなということです。

まず、調査が始まったばかりということなので、これは、ぜひ、次回も当選して、引き続き、その後も制度ができるように頑張っていきたいと思います。

次に、行きます。次、2点目は、農産物の直売所の活性化についてです。

先日、町の2つの農産物直売所、菜ないろ畑、農ん喜村でも収穫祭が行われ、雨天にもかかわらず、町内外から多くのお客さんが詰めかけ、大変な盛況ぶりでした。私は、直売所を愛する一町民として、また、一生産者として、さらに魅力ある直売所になるよう気がついた点について町の方針を伺うものです。

農産物直売所は、ご当地や近隣で生産される農産物や加工品が出品され、その地域の特徴や魅力を発信する重要な拠点です。また、直売所では、一点からでも出店できますから、高齢になって大量の作物を生産できなくても出品し収入を得ることができるといふ利点があり、地域の農業者の励みになっています。両直売所が活気に満ちている姿は、当町にとって大きな希望だと思います。

そこで、今回は、この両直売所のさらなる発展、活性化のため、町はどのような方針を持っているかを伺います。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、お答えをさせていただきます。

当町にとっての農産物の直売所と言えば、議員おっしゃられるとおりのふれあい市菜ないろ畑と蓼科農ん喜村、この2施設であります。

まず、ふれあい市菜ないろ畑でございますけれども、この施設は、平成6年に、JA組織の購買事業の一環として直売所の運営が開始をされました。平成12年には独立運営となり、産地の旬な野菜や果物などの販売を行っているところで、会員数は、令和4年の段階で、現在で340人というふうに聞いております。

蓼科農ん喜村につきましては、平成15年から町と委託契約を締結し、運営を行ってまいりました。その後、平成23年度から指定管理者制度により、指定管理者においての管理運営となっております。組合数は、令和3年3月末で245名というふうになっております。

体制としましては、直売部、食堂部、加工部の3部門により事業を展開し、売上げも、昨年と比べると114%の伸びをしているという報告がございました。コロナ禍から始まりました、がんばろう信州蓼科牛弁当、前は、これもありますし、また、生姜焼き弁当につきましては、毎月開催日、令和4年度では年間で5,000食を目指してお

りまして、町民の皆様からの支援もお願いしているところというふうに承知をしております。

また、平成29年12月には、敷地内に、道の駅女神の里たてしなが開設がされました。

議員ご質問のこの2つの施設のさらなる発展のための方針であります。2つの施設におきましては、それぞれの運営主体において、魅力ある施設として、さらに知恵を絞っていただき、町といたしましても、よりよい施設となるよう期待をしております。

以上でございます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 両直売所への町の関わり方なんです。今ちょっと、農ん喜村のほうは指定管理だということではっきりしてまいりましたが、もう一つの菜ないろ畑のほうなんです。それぞれ、立科町の農家の方が農産物を出しているという点では同じ位置づけなんですけれども、それぞれの直売所の課題、それをどのように捉えているのか、これは産業振興課長でしょうか、お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

それぞれの2つの施設の課題につきましてでございますが、先ほど町長が申し上げましたように、それぞれの運営主体で対応を行っていただくべき事象だと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 今のお答えだと、それぞれお任せしているの、そこが努力すべきことだというふうに受け止めました。しかし、両方とも、町民が関わって運営をしている施設だということは間違いありません。

それで、私も農ん喜村に出しているわけですが、それぞれの販売額、先ほど、農ん喜村のほうは114%だよというふうに言ったんですけど、令和3年度のそれぞれの販売額、どのくらいでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えします。

それぞれの組織の代表に確認しましたところ、菜ないろ畑につきましては約5,600万円で、蓼科農ん喜村の直売の販売額につきましては約9,000万円と報告を受けました。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 大変、検討しているなということです。

それで、課題をどのように捉えているかという点でのお答えがないんですけれども、

菜ないろ畑の利用している方とか、利用している町民の方から、大変駐車場の入り口が狭いと、すれ違いが厳しくて、また、裏からの進入路も狭くて、しょっちゅう事故ってしまうと。一回事故ると、もう二度とそこはいかないということで敬遠されてしまう傾向が大変強いということが言われました。

そこで、例えば、ここは県道からの入るこっちですけれども、もう少し入り口を広くするようなことの調整が、町が間に入ってできないのかどうか、ここの課題、私、そのように思っているんですが、これについて、まず、どうでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、菜ないろ畑の駐車場等が狭いといったことですが、こちらにつきましては、運営主体で対応すべき事象だと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 非常にあっさりした答えだなと思いますが。

重ねて言いますが、そこへ出している人は皆、町民です。町民の方の生産意欲や農業を支えていらっしゃる、そこの励みになっている大事な施設だという視点があるんじゃないかなと、ここは忘れないでいただきたいと思います。

次に、町が関わっている農ん喜村について質問をいたします。

農ん喜村は町の玄関口として、特に、町の活気がよく分かる場所だというふうに思いますが、これは、私ずっと生産者としても関わってきて感じていることを先にお話しします。その上で、町のお考えを伺いたいんですが。

まず第一、夏の空調、クーラー設置、これが農ん喜村にはありません。なので、他の直売所はどこでも全館クーラーが効いていて、入っていると大変快適ですし、何よりも、夏の暑さで作物がもたないと、返品が多くなって、作物の売れ行きをよくするためにもこれが必要だというふうに思います。

2つ目は、駐車場が狭過ぎます。道の駅の登録で大型バスも入るようになったんですけど、収穫祭のときなど、本当に車が入り切らない状況です。農ん喜村独自で、西のほうに駐車場を確保されているんですけども、大変少ないということで、提案としては、道の反対側に駐車場の確保ができないかということをお伺いしたいと思います。

3つ目は、売り場面積が狭い。プレハブの売り場で拡張してあるんですが、屋根から雨水が落ちて効率が悪いとか、プレハブの奥行きを、さらに東側まで広げてもっと売り場面積を広げる必要があるんじゃないかと。そして、作物置き場も、例えば、よそだったら二段階になって、作物が置けるように工夫されているんですが、そういうことができないでいます。

4点目は、喫茶コーナーの前のところに木製のデッキがあって、手作りで行われて

いるんですけれども、急な雨にも対応できるように簡単な屋根ができないかどうか。

5点目は、さらなる魅力アップのための、よそとは違うぞという、特別というか独自色をつくる必要があるのではないかとということで、これは、ここに来客されたお客さんなんかインタビューをしてまとめたものなんです、やはり足湯があつたらいいんじゃないとか、やっぱり、ワンちゃんを連れてくるお客さんが大変増えていきます。小さくてもいいからドッグランがあつたらうれしいというような声も聞きました。

以上、提案も含めて私の問題意識を申し上げましたけれど、それぞれのお考えをお願いしたいと思います。

まず、夏のクーラー、これについて、たしか農ん喜村のほうから要望書が出ているのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

まず、クーラーの設置でございますが、町で設置しました加工直売食材供給施設内にはクーラーを設置している状況であります。議員のおっしゃられております箇所につきましては、平成22年度に、指定管理者により増設をした場所でありますので、指定管理者が判断すべき場所と認識しております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 指定管理者のほうから、農産物直売所の大きな設備変更については、町と協議することになっているかと思えます。それについて要望書が出されていると思えますが、それについての記述についてはご紹介いただけないでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） 要望書を頂いておりますが、そちら、必要性の可否も含めまして検討させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 私、手元にありますので、これ、大変切実な要求だと思いましたので、ちょっと読み上げさせていただきます。

21年目を迎えた蓼科農ん喜村施設は、主たる改修がなく老朽化する一方で、組合員は8年間で100人余り増やし260人余となりました。野菜・果物の出荷量も増大し、コロナ前の最高値を4月から8月は126%超えとなり、好成績で成長しています。しかし、夏の暑さには全く対応できない施設のため、大苦戦をしています。組合員が丹精込めて育てたお金に代わる財産である農産物が来客者に渡る前に傷んでしまう。また、スタッフがチェックして、傷んだものは裏のほうに引き下げるようにしているんですが、その引下げチェック漏れの品がお客さんに渡り、苦情が相次ぐ状況は、売り場の評価低下だけではなく、町のイメージダウンにもつながると。また、働く者の

雇用も売上げに準じて増えています、暑さでの体調管理に苦労しています。

一方、施設屋根の設計が悪く、冬季の雪、つららの通路の落下が大変危険な状況は、以前でも申出のとおりであります。早急にご検討いただき、工事の対応をしていただきたいと、こういう内容です。

これは、本当に誇張でも何でもなくて、私自身も実感をしているところです。

ただいま、町は指定管理者により対応するという事になっておりましたが、大規模改修については何らかの取決めがあるかと思いますが、それはどのようなものですか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） 大規模改修につきましては、指定管理者と町とで協議を行って検討していくという協議となっております。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 先ほど、クーラーの件の言いますと、指定管理者が対応すべきものだと、増設した分は指定管理者がつくったものだから、それはそこでやるべきだというのがお答えでしたね。課長さんは、この間も農産物の収穫祭で、職員さんとともに直接出て行って汗を流していただいたということでも、頑張ってるなというふうにも評価したいと思いますけれども、よその直売所とかはご覧になったんでしょうか。例えば、丸子のあさつゆですとか、それから、佐久南インターのところにあるヘルシーテラスですとか、そちらのほうはご覧になりましたか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） まず、佐久南のヘルシーテラスにつきましては、ちょっとすみません、つい最近といいますか、二、三か月のうちに一回見学をさせていただいておるところでございます。

あさつゆにつきましては、もう数年前には視察といいますか、現地の確認はさせていただいておるところです。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） ここの農ん喜村の施設というのは築何年になるんでしょうか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） 約20年の経過になります。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） そうすると、まだ全面的な建替えまでには間があるというふうにお考えでしょうか。

よその新しくできる直売所などは全て全館冷暖房が完備して、お客さんも入ってきてホッとして、そこで長く滞留をして、品定めをして、一品でも二品でも余分に買う、一つの動機づけになろうかなというふうに思うんですが、そういう滞在環境をよくして売上げを上げるというところでは、冷暖房というのは大きな効果を上げているとい

うふうに思います、よその直売所をご覧になって、うちの直売所との差ですよ、特に冷暖房についてはどのようにお考えですか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） 先ほども述べさせていただきましたが、議員のおっしゃっております施設につきましては、指定管理者により増設した場所でありますので、指定管理者が判断をすべき場所ということで認識をしておるところです。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 先ほど、私の質問の一つお答えいただいてないのが、大規模施設改修、山のスキー場なんかは2,000万円までは指定管理の責任だよと。それ以上は町と協議するというふうになっていますが、この直売所についてはどのような取決めですか。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） 農ん喜村につきましては、金額等の明記はされておられませんので、そういった大規模改修につきましては、町また指定管理者と協議を行っていくということでございます。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） あくまでも協議だということなのですが、ここで、町長にもお伺いしたいかなと思います。この間、新しい直売所もたくさんできているところですが、立科町の農ん喜村の状況、特に、冷暖房の問題とか売り場面積のこととか、上から雨が降ってきて避難する場所がないとか、そういう状況についてどのようにお考えでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

まず、それこそお断りをさせていただきますが、先ほど来から担当課長のほうからも申し上げますように、あの農ん喜村の施設は指定管理の施設です。ただし、指定管理として出している敷地の、いわゆる建物の家屋についての、建物についてのもとの、あの前に部屋出しをしている場所、これについては、いわゆる指定管理の施設という解釈にはならないと思うんですね。

だから、そこら辺のところのところをしっかりと、これからの大改修という問題が出てくるのであれば、そういうところを解決していかないと前には進まないだろうなというふうに思っています。

どちらにしても、古い建物等が建っているということでもありますけども、しっかりと当時の成り立ちから今日まで、一つの流れの中で、しっかりと検証する中で検討していくことだというふうに思っておりますので、これは、そういったことを踏まえた上で、十分、私どももこれからの施設に対する整備についての可否については、含めて検討してまいりたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 十分検討するというふうにお答えになったので、検討といっても、もう少し詳しく聞きたいんですけれど。

冷暖房があるところは、町がちゃんと設備をしたと。その前の野菜なんかを出してあるところは、指定管理者が増設したところだというお答えでした。

しかし、その増設については、町とちゃんと協議した上で増設したわけですよ。デッキもそうでしょうし、独断でやったってことはないんじゃないですか。

町が、町民の農産物を出荷する農産物直売所として売り場面積が大変狭いから広げたいんだという要望に対して、分かりましたということで増設を認めたというふうに、私は判断しております。そこのところが、冷暖房がなくて、本当に酷暑の夏の暑いときなんかは、半日でもう作物が駄目になってしまうんですよ。それをたまたま取ったお客さんは、「何よ、これ」という形で、町に対する印象も大変悪くなります。やっぱり、特に、この間の酷暑、猛暑の中では、作物売り場のところの冷房、クーラー設置はもう欠くことができないんじゃないかなというふうに思うんですが、これについて、もう一度、お願いしたいと思います。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えさせていただきます。

何度も同じような回答になりますけれども、いずれにしても、これは、今までの経過、施設をどのように増築されているのか、あるいは、どういう関わり方をしてきているのか。行政としても、どこまでそれを解除したのか。このことは、今の問題ではありませんので、しっかりと検証する中で、そこから出た結果において、私どもが関わりがどういうふうに持てるか、そこのところを今後検討していきたいというふうに思います。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 重ねて申し上げますけど、菜ないろ畑と農ん喜村は、立科町の農家の方が本当に楽しみにしている施設です。たった1個からでも出すことができると、それが僅かですが手元に跳ね返ってきて、生きがいにもなっているという点では、町民の、特に、農家の方の欠かすことのできない大事な施設だというふうに私も思いますし、自分も出すようになって、一層その気持ちを強くしました。

ですから、指定管理者に任せてあるけれども、運営はですね、しかし、町が責任を持って、さらに、町の魅力を発信する場として、やはり力を入れて取り組んでいかなくちゃいけないところではないかと思えます。

特に冷暖房については、これは時代の要請ではないでしょうか。町長は、これから検討していきたいと、成り立ちも含めて検討するというふうにおっしゃっていたので、そこについては、もうこれで質問は終わりますけれども、町民にとっては大変重要なところであり、そして、この酷暑・猛暑の中ではクーラーはもう必置、必須アイテムだということは申し上げておきたいと思えます。

次の質問に移ります。インボイス制度についてです。

来年10月からインボイス制度の導入が予定され、これまで、消費税の納税を免除されていた売上げ1,000万円以下の個人事業者は、消費税を納入しなければならない大きな負担となることが明らかとなって、今現在、大きな反対運動が起きています。特に、コロナの中で10月からの実施は延期してほしい、あるいは、中止してほしい、こういう世論が大変強く高まっているところです。

課税業者との取引において、これまで取引できていた関係が、相手が仕入額控除ができないことから課税業者になることを要求されるか、もしくは、取引を停止されるか、もしくは、消費税分の値引きを強要されるなどの不利益が生じます。

コロナ禍で経済活動が縮小している中で、税率変更を伴わない大增税であり、中小・零細業者の多い立科町への影響も大変大きいと考えます。当町への影響とコロナ禍での導入に反対すべきと考えますけど、町長のご所見はいかがでしょう。

議長（田中三江君） ただいまの質問に対し答弁を求めます。両角町長、登壇の上、願います。

〈町長 両角 正芳君 登壇〉

町長（両角正芳君） それでは、インボイス制度の関係につきましてご質問がございました。

私のほうからお答えをさせていただきます。

議員もおっしゃいましたけども、2023年、いわゆる令和5年の10月1日から新たなスタートをする適格請求書等の保存方式、いわゆるインボイス制度でございますけれども、このインボイスとは適格請求書でありますので、インボイス制度は消費税の複数税率に対応した仕入税額控除に関する方式で、売り手が買い手に正確な適用税率や消費税率を伝えるために導入されるものでございます。

これは、ご案内のとおり、軽減税率制度とともに導入が決まっていたけれども、事業者の負担などを考慮した中で、準備期間が設けられました。国では、インボイス制度の説明会を広く周知を行っているようで、商工会におきましても、相談会等を開催し、個別に相談に対応しているという中においては、反対の声などは届いていないと聞いております。また、このインボイス制度は国の進める制度ですので、町として意見を述べる立場にはないと思っております。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 国がやることだからということで、静観する立場だと思いますが、ここは大変、町の事業者に影響が大きいのではないかと思います。

それで、再質問ですが、担当課長に伺います。この1,000万円以下の方というのは、例えば農家、個人タクシーや大工さん、一人親方、都市部におきましては、個人でいろんな仕事をされている方たちが相当多い、フリーランスと言われている人たちも多いんですけども、この当町における免税業者の件数などの実態はいかがでしょう。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

町内事業者の実態につきましては、全てを把握しているものではございませんが、確定申告及び住民税の申告をされた方で、事業所得として申告がある営業者、自営業者と農業の所得がある方で申し上げますと、およそ1,000人弱となります。そのうち、免税事業者なのか、業種は何であるかについては、確定申告等では把握できないものでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 立科町で1,000万円以上の方たちは今までも税金を支払っていたわけですが、1,000万円以下の方というのは、私は相当の数、1,000人とおっしゃったんですけども、この八、九割はそうではないかなと考えます。この方たちが今度は、課税業者を相手に仕事をする場合に、自分が課税業者にならないければ、その仕入れに関わる消費税分を相手方が引くことができないということで、あなたも課税業者になってねとか、あなたが免税業者であるんだったら、その消費税分はまけてくれよとか、最初から課税業者にならないなら取引は考え直します、もうやりませんよということが突きつけられる可能性が大変多いと考えられます。

これは実態がはっきりしないということなんですけれども、相当大きな影響があるということで申し上げておきたいと思います。

それで、次の質問に移りますが、町の取引先のうち、免税業者の割合、町内業者の割合はどうなっているでしょうか。

議長（田中三江君） 羽場会計管理者。

会計管理者（羽場厚子君） お答えいたします。

町の取引先は現在、財務会計上に登録されている債権者数で、事業者と団体、個人を合わせ6,301件ですが、町からの支払いに当たり、免税業者か否かの把握は行っておりません。また、6,301件の債権者のうち、町内に住所のある債権者数は3,748件で、約59%の割合となっております。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 町内業者の割合が高いと3,748件、59%が町内の方だなということが分かりました。

それで、例えば、シルバー人材センターなどとかは、個人事業主の扱いなんだと思うんですけども、この方たち、今までシルバーは高齢者の生きがいと、少ない年金を補う貴重な雇用の場として成長してきたと思うんですけど、高齢者に新たな税負担を負わせるのかどうか、ここの考え方がどうなっているのか、担当課長にお願いします。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） お答えいたします。

シルバー人材センターのインボイス制度への対応につきましては、センターとしての方針がまだ定まっておりませんので、それらの対応については全くの未定というところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） まだ定まっていないということでした。しかし、この制度が10月から行われるようになりますと、シルバー人材センターの会員さんというのは、一人事業者、個人事業主ということになりますので、やはりこれ、シルバー人材センターも、消費税を納税している立場だと思うんですが、個人からその分をもらう形になるのかなということをご心配されるんですけど、そこについての考え方としては、課長さん、どのようにお考えでしょうか。

議長（田中三江君） 荻原町民課長。

町民課長（荻原義行君） センターのこの制度への対応と申しましたのは、センターが消費税を負担することになるのか、それとも会員が負担することになるのか、それともそれ以外の方法があるのか、といったこと全てにつきまして、まだ未定であるというところでございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 高齢者だけに様々な新たな税負担、消費税を納めなくていけないということになると、シルバーを辞める方も増えてきたりすることも考えられるかなと思います。そこら辺はぜひ、シルバー人材センターの生まれた、そもそものことから考えると、本当に収入が僅かな方たちからも消費税を取るということは、忍びないのではないかなと思うので、新たな負担が生じないような方向で、ぜひ町も支援をしていただけたらなと思います。また方針が決まっていないということなので、ぜひご検討いただければと思います。

次、行きます。課税業者と取引する場合は、会社、工場などの食材を提供してきた農家などが、新たに課税業者を選択せざるを得ない状況が生まれるのではないかと、事務負担や税負担が増大します。中小零細業者の多い町として、コロナ禍で厳しい状況を考えると、実施の延期、中止を求める必要があるのではないかなと、先ほど町長は、国のことなのでとおっしゃったのですが、町民が新たな税負担、重い負担を負うことになるという現状を考えると、そのことが言えるのではないかなと思うんですが、そこをもう一度お願いします。

議長（田中三江君） 櫻井産業振興課長。

産業振興課長（櫻井 豊君） お答えいたします。

消費税を納める義務がない免税事業者は、インボイスを発行できる課税事業者にな

ることができますが、課税事業者になれば、消費税を新たに負担することになります。国では、新たに生じる税負担を一定期間軽減する方法を検討しているようです。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） 緩和策があるよということですけども、それも時限的なものですから、いずれは税負担が重くなると、特に、このひどい経済状況の中での新たな増税につながるという点では、これは、本当に実施は見送っていただかなくちゃいけないなというふうに私は思います。

それで1点確認なんですけれども、立科町も障がい者の方から物品を調達したり、あるいはトイレの掃除なんかで、役務を提供していただいているわけですけども、こういう障がい者団体からの、例えば消費税の仕事として請求書が出されるわけですけども、そこに付随して出される消費税については、どのようにお考えでしょうか。

議長（田中三江君） 齊藤総務課長。

総務課長（齊藤明美君） お答えいたします。

今現在、町の一般会計、また企業会計、特別会計におきまして、消費税のこのインボイス制度、登録事業者として科目ごとのすみ分けを、整理をしているところでございます。どの項目にインボイスを適用するかどうかというところを、すみ分けた後に、そこにつきましては対応をしていくものと承知をしているところでございます。その障がい者の役務等々に対するものも含めまして、今後検討する予定でございます。

以上です。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） まだ、いまだ検討中のことが多いということだと思うんですけど、これは本当に税率変更なき大增税だと言われてはいますが、消費税が導入されるときに大変な大運動が起こりました。そのときに最初は3,000万円以下の売上げの方たちは対象外だよと、消費税を納めなくていいんだよというその3,000万がだんだん下がって、今では1,000万円以下が免税になったわけです。そこをいよいよ網をかけて、さらに増税をしようというのが、私は政府の意図だというふうに思います。

これだけコロナで痛めつけられ、休業、廃業がいう人が大変多いわけですけども、町民の暮らしも、休業なんかに伴って大変厳しい状況の中で、新たな大增税になるという点は指摘しておかなくちゃいけないわけなんです。やっぱり町として障がいお持ちの方だとか高齢の方だとかの仕事の場面においても、新たな増税につながらないような施策展開が必要だと思うんですが、その考え方としてはいかがでしょうか。

議長（田中三江君） 両角町長。

町長（両角正芳君） お答えになるかどうかわかりませんが、先ほど来から申し上げているように、担当課長等からも話が出ているように、まだこのインボイス制度そのものが令和5年の10月からということでありませう。

今、政府のほうでも、国のほうでも、まだ本当に煮詰まっているわけではないというふうに思いますし、私どもその末端の市町村は、少なくとも日々の町民の皆さんの生活の中にどのように関わるかという部分の中で、末端市町村にとって支障が出るということであれば、当然それはそれなりにその時点で考えなければいけないと思いますが、現時点ではまだはっきり分からない部分もございますので、推移を見守りさせていただきますし、と同時に、基本的には国の進める制度でございますので、私どもがあまり口を挟むという内容ではないと思っております。

議長（田中三江君） 村田桂子君。

7番（村田桂子君） このインボイス制度というのは、先ほど町長おっしゃったように、軽減税率も含めた複数税率が導入されたことに伴って、正確な税の負担を確認して、そして税の確保につなげたいという、そういう国の思惑の中で生まれてきているものです。

そういうことであれば、今世界中で、94か国で消費税などの付加価値税を大変景気が悪いということで、減税をするという措置もありますので、日本としても10%、8%とかいうんじゃないくて、5%に引き下げればその必要はなくなりますし、また今、みなし課税というのも実際に行われているわけなので、それと併存しているわけですから、インボイスがなくても十分やっていかれるわけなんです。今までやってきたわけですから。そういう点でも、これはあまりにも酷な税制かなというふうなことは申し上げておきたいと思えます。

ぜひ、立科町が非課税の免税の零細業者の方が大勢いらっしゃると思うんですが、そこを相手にするときは、ぜひ不利益にならないように温かい配慮を示していただき、そういう方向で考えていただければなというふうに思います。

時間になりました。ここで私の質問を終わるわけですが、1点目の補聴器の問題については、調査が始まったばかりということですが、立科町の高齢化率は大変高いです。やっぱり南牧村のように高齢化に対応する施策展開、新たな施策展開も期待したいし、また農産物の直売所も農家の皆さん、町民の皆さんにとっては大変励みになる大切な施設なので、またお買物に来る方の快適な環境も含めて、ぜひ前向きに前進ができるように、特にクーラー設置については、前向きなご検討を心から期待をして質問を終わります。

議長（田中三江君） これで5番、村田桂子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。ご苦労さまでした。

（午後3時51分 散会）